

議事日程（第3号）

平成23年9月13日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

|             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 1 番 高橋道弘君   | 2 番 高橋真一郎君 | 3 番 嶋原利光君   |
| 4 番 高橋道也君   | 5 番 菅野清一君  | 6 番 齋藤博美君   |
| 7 番 昆久美子君   | 8 番 菅野意美子君 | 9 番 新関善三君   |
| 10 番 黒沢敏雄君  | 11 番 三浦浩一君 | 12 番 五十嵐謙吉君 |
| 13 番 石河清君   | 14 番 遠藤宗弘君 | 15 番 高野善兵衛君 |
| 16 番 佐藤喜三郎君 |            |             |

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 町長     | 古川道郎君  | 副町長     | 永田嗣昭君  |
| 総務課長   | 高橋清美君  | 企画財政課長  | 菅野浩市郎君 |
| 町民税務課長 | 高橋良之君  | 会計管理者   | 佐藤修一君  |
| 保健福祉課長 | 佐藤真寿夫君 | 建設水道課長  | 沢井一雄君  |
| 産業課長   | 沢口進君   | 教育委員長   | 佐藤捷善君  |
| 教育長    | 神田紀君   | こども教育課長 | 仲江泰宏君  |
| 生涯学習課長 | 松本康弘君  | 総務課長補佐  | 大内彰君   |

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤光正 | 書記 | 橋本文雄 |
|--------|------|----|------|

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が大変上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において13番議員 石河清君、14番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

3番議員 嶋原利光君の登壇を求めます。嶋原利光君。

○3番（嶋原利光君） おはようございます。3番 嶋原であります。通告書の質問に入る前に、3月11日東日本大震災での原発事故では、東京電力からはなんの恩恵もない本町が放射能に汚染され、町民は事故以来、毎日不安の中での生活であります。国と東電は、一日も早く原発事故の収束と、町民が安心して生活できる元の環境も含め、川俣町民は原発事故の被害者であることを明確にして、先の通告書に従って、私は、町民の皆様から寄せられた声の中から大きい数字3点について質問をいたします。

まず、1点目であります。旧川俣精錬跡地を町で取得してはどうかであります。操業を停止し3年が過ぎても進展しない旧川俣精錬跡地を町が取得して、町民の憩い、集いの場としての施設にすれば、市街地の活性化とともに町民の健康福祉の向上にもつながるのではないかと思います。

2点目であります。中心市街地歩道下の水路の管理についてであります。中心市街地歩道下の水路の管理についてであります。町道新中町中道線、南北に走る歩道下の水路には清流が流れておりましたが、以前には清流が流れておりました。近年は、雨水や生活排水が流れるだけで、時には悪臭がひどく、地域住民からの苦情が寄せられています。以前のように清流を流してはどうか、町の対応について伺います。

3番目であります。川俣町林業等活性化対策奨励金交付事業の対象要件とは別に、町に建築したすべての新築住宅にも奨励金を支給してはどうか、以上3点について当局の考えを伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。今日も一般質問を、また、どうぞよろしくお願いいたします。

3番 嶋原利光議員の質問に答弁をいたします。

1 点目の「旧川俣精練跡地を町で取得してはどうか」の質問でございます。町といたしましては、当該跡地の利用として再整備されれば、中心市街地の活性化につながるものと思いますし、議員がご提案している地域活性化につながる様々な施設設置の検討も必要になるものと考えておりますが、当該跡地の活用につきましては、関係機関に問い合わせをいたし状況を見ておりますが、これまでと変わらない現状であります。そのため、現時点におきましては町が関われる状況になく、跡地の活用につきましても同じ状況でございますので、今後とも関係機関との連携を密にしながら、その動向について注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2 点目の「中心市街地歩道下の水路の管理について」の「中心市街地を南北に走る町道新中町中道線歩道下の水路は悪臭がひどく、住民から苦情が寄せられている。以前のように清流を流してはどうか。町の対応について伺う。」についてのご質問でございますが、生活排水の臭いの対策につきましては、町では水質保全対策としまして、合併浄化槽の普及、啓発を推進し、設置を促進しているところでありますが、完全に普及するまでにはかなりの時間が必要であります。そのため、生活排水の臭いに対する当面の対策といたしましては、水路の水を分水して水を流す等の検討をし、流水の確保を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3 点目の「新築住宅へ奨励金を」の、「川俣町林業等活性化対策奨励金交付事業の対象要件とは別に、町に建築したすべての新築住宅にも奨励金を支給してはどうか。」についての、ご質問でございますが、川俣町林業等活性化対策奨励金につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間の期間を設け、事業を推進しているところでございます。この事業は、3年ごとに見直しを図りながら、平成17年度から実施をしており、現在までの6年間の実績につきましては、件数として36件、奨励金支給額として1,497万4,000円となっております。申請者及び施工事業者からは好評を得ているところでございまして、今回、新たに川俣町林業等活性化対策奨励金制度の3期目として、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間の期限を設け、使用木材の県内産の使用比率を50パーセント以上から70パーセント以上の利用とし、そのうち、町内産材は30パーセントから50パーセント以上の材木を使用する住宅について、奨励金を交付する要件に改めました。ご質問の川俣町林業等活性化対策奨励金交付事業とは別な制度といたしまして、他市町村での状況を見てみますと、定住促進を目的とした対象住宅の固定資産税や都市計画税相当額の補助や、木造住宅に特化した地場産業の振興と当該市町村の建築業者の技能・技術の継承、地域経済の活性化を促進するための助成制度や住環境の向上と、当該市町村の商工業の活性化を図るための補助金制度など様々でございます。一方、町内における新築件数の状況につきましては、平成17年から平成22年の6年間で239件となっており、平均年40件弱となっております。このような状況を踏まえ、今後、制度のあり方等に

つきまして、他市町村の運用状況等を含め検討してまいりたいと存じます。

以上で、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） それでは、3点目の質問から入りたいと思います。

今、町長から、これから林業等活性化等奨励金のほかにも町として考えていきたいというような力強い答弁をいただきました。なるほどなと私も思っております。

17年から、この制度を川俣町は事業しておりますが、やはり、これは町の活性化にもつながるし、経済効果もあるのではないかとということで、私は良い制度だなと思っております。私も15年に新築したんですが、残念ながら17年度でしたので該当になりませんでした。別にもらわないからいっているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。町長から明確な件数、私も一応資料をいただきました。昨年度、17年度から申しますと、17年は9件、18年が5件、19年が10件、平成20年度が3件ですか、21年度が8件、残念ながら去年は1件だけだったというようなことでございます。ただ、現在、川俣町にも該当する新築住宅のほかに大体年平均しますと40件くらいであるということなんですが、確認申請を確認しますと、これかなり出ているんですね。そうすると、同じ川俣町に住んで同じ税金を払っているが、片方は奨励金の支給要綱にあてはまる方は奨励金をいただく、また、いただけない、全然該当しない人はゼロだというのは、同じ町に住んで不公平があるんじゃないかと思うんですが、その辺、町長もいろんな問題、各町のこともいろいろ聞いて検討するということなんですが、もう一度お願いしたいんですが、どういうふうな計画あるのか、また、やる方向でいるのか、ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、答弁申し上げましたが、いろいろと各市町村とも見た状況で、中におきましては大変、固定審査税とか都市計画税とか、そういう部分での相当額についての助成等をうたってございますけれども、川俣町を全体的に見ますと、なかなか件数的にも少ないという状況もございまして、今回のいろんな状況を踏まえると、地域活性化促進とか住環境の保全とかというようなことの趣旨もうたってございますけれども、川俣町の今回の林業活性化等については、あくまでも川俣町の林産材を使いましょうと、あとは、住宅等を建てられる施工業者さん等の活性化にもつながるだろうという趣旨で今回設けている部分がありまして、それ以外に新たな住宅についてのものということになりますと、今現在としては、固定資産税が減免の措置等については国の法律に基づいて今実施をされているという部分もございまして、それを鑑みますと、新たなまた制度というのは、今すぐというのはなかなか見当たらないなと思っております。あと、強いていえば、いろんな部分の各町村の動向などを見させていただいて、いろんな町として助成制度ができるものというものについても、もう少しいろいろと調整をさせていただいたり、資料を取り寄

せまして、いろいろ検討をさせていただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 確かに課長のおっしゃるとおりなんですが、今は、情報が非常に便利になっておりまして、いろいろ全国、世界なりのインターネット等で資料も取得できます。参考の例ですね、山形の庄内地方でもやっていますし、私ちょっと、この間、川俣町と同じような規模の町がないかなと思って調べましたら、広島県の神石高原町という川俣町より小さい町です。この町では、川俣町と同じこれ大体補助事業、新築住宅、地元の材木を使い、建材を使い、地元の工務店がやれば、このくらい奨励金出しますよというようなこともやっておりますが、この町では2段階構えでやっているわけですね。同じ町内で同じ新築をした家が、片方は奨励金いただく、隣はいただかないといいますと、これはちょっと不公平じゃないかと思うんです。それで、私これ調べた結果、この神石高原町というところでは、川俣町と同じ制度を1つ、もう一つは新築された方、今はハウスメーカーとかいろいろありますから、そういう該当しない建築は、5年間固定資産税2分の1相当額を交付しますよ。ということは、固定資産税を1年間払ったら、その分2分の1お返ししますよという制度をやっているところもあります。こういう制度も、同じ町に住んで、同じ固定資産税を払いながら、片方は奨励金いただく、片方はいただかないと、これは同じ町民でも不公平が出てくるんじゃないかと。そういう点で、是非こういうことも私やるべきなんじゃないかと思うんですが、ひとつ当局の前向きな答弁をお願いしたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

この林業活性化、質問のほうにあります提案なども含めてでありますけれども、これは定住化対策の一つと、あと川俣町では、林業活性化、そして、またハウスメーカーに本当に押されております地元の大工さん、この皆さん方の技術、技能の向上も含めて、地元の材木を使い、地元の業者が、そして人が造るということについて、商品券、その商品券は町内で使っていただくというようなことでの事業として取り組んだ経緯があります。そういったことでありますので、この林業活性化については、今、建築件数が少なくなっているという状況の中にもあるわけでありまして、そういう意味で込みでやっております。

もう一つは、定住化対策の面では、川俣町の保育園の保育料の問題から、あるいは医療費の無料化の問題も含めて、幅広く定住化対策はやっているところでありますから、総合的な定住化対策の中で、今質問であります固定資産税とか、そういったものは、そういった中で配慮といいますか、今後考慮を検討していくことではないかというようなことで、今回の大きな答弁の中に入っているというようなことでございますので、町といたしましては、とにかく地元の業者さんも、だんだんだんだん、そういう技術技能がなくなってしまうんじゃないかというようなことで、こ

ういった事業を通して、その皆さん方の育成が図れればと思いますし、地元の材木をとにかく使うというようなことで林業の活性化、こういうことをしっかりとやっていかなくちやなりませんので、この制度を、もっともっと宣伝をしながら、やっぱり広報していくことも大事だと思います。ですから、そういったことも含めて、今質問にあります、今度は全部町民の中で造っている家もあるわけでありまして。ハウスメーカーの家も当然ありますから、そういったことについては、また定住化対策の中で、それはそれとして考えていくべきものかなというような思いでありますので、最初答弁したことについての内容でありますけれども、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 町長から、定住化問題、いろいろ今ありました。

確かに、これ地元の材木を使い、地元の大工さんでやるということは、私、別に反対しているわけではございません。ただ、昨日も同僚議員から出ましたが、この原発事故で山にこれほど放射能が降ってきているわけです。川俣町をはじめ、福島県内の山に相当になります。なかなか、そういう点では、地元の材木を使うといっても、なかなかこれから、これ、あれではないかなと私は思うんですね。そういう点も考えながら、やはり定住化促進を努めるならば、やはり川俣町に住んだ方には多少なりとも恩恵があるようなことを、ひとつ町の方でも考えていただきたいと思います。この質問は終わります。

2番目に移ります。水路の問題ですね。水路、悪臭かなりひどいんであります。なぜ今まで流れていた水が流れないのかということを町はどのように考えていますか、分かる範囲で結構ですから、お知らせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの新中町中道線から流れている水路でございますけれども、これは基本的に、かつては、ここに流れていた水が豪雨等々、それによりまして町中で側溝がかなりあふれるという、そういう状況がございまして、大型水路を入れて、そういったものの排水を手前で落とすというような形で現在ボックスカルバートが入っているという、そういう状況でございますので、今の水路と、その排水路を造りましたところの段差がおおむね40センチ程度でございます。これは議員もご承知のことかと思っております。そのために今までは、そのところに土嚢を積みまして流入を側溝の中にしていた状況でございますので、今後も答弁にありますとおり、そういった水を確保していくように土嚢等で努力してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 課長の言っていることは私、十二分に分かるんですが、あの水害対策と中心市街地の水害対策で流れを元の流れから別な流れにしたんだということは私も認識はしております。ただ、やはり流れさせれば流れるんだと。水害は毎

日起こるわけではないです。生活は毎日しています。やはり、流れるのなら流れるようにするのもひとつ行政でないかと私思うんですね。全然流れないのなら、これは、もうだめですけども、私も大先輩の、役場の職員の大先輩方に聞きました。あそこやれば直るんだぞと。鈴木医院の前と精錬会社の前の今では町道中道ですけども、昔は国道、改良工事やるときに、こういうふうに段差を付けたんだと。あそこに土嚢付ければ、こっちに流れるんだぞというような、私は説明も受けております。原始的なやり方ですが、マンホールの中に土嚢を入れてやるなんていうのは、これ私、非常に原始的なやり方だと思うんですね。これを調整するような何かをやって、災害のときはこっちに流す、雨のときはこっちに流す、普通のときはこっちに流すというようなことも必要ではないかと思うんですが、もう一度ひとつ答弁願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 再度ご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、そのような形で流せないかということでございますけれども、答弁書にございますとおり、そういった水の流し方の検討は今後とも確保していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 同じ答弁何回聞いてもあれなんです、現在もですね、川俣町を流れている川俣でございます。昔はほとんど田んぼで、田んぼには水路があるわけですから、現在の水路にはこんこんと水が流れておるわけですね。仲ノ内水路、こっちからいえば勘左堀からかなり水路が流れています。そういう水をやはり環境を良くするためには、やはり直接広瀬川に流すんじゃなくて、多少なりとも町の歩道下の水路に流すことによって、かなり環境が良くなるんじゃないかと思います。ましてや、今回、歩道も除染作業をするわけですから、通学路になっているわけです。全部。川俣町は。その通学路の大体下を流れている水路が、やはり皆さん、町民の方も関心がございます。私、新中町あたりのところだと、歩道沿いの1センチだと4.1もあると、水路なんて5もあるんだなんて言っているわけですから、あれがやっぱり水を流すことによって、多少は線量も下がるんじゃないかと思うんですよ。環境も良くなる。町の今の答弁書を見ると、合併浄化槽が普及すればいいんだと。合併浄化槽というのは自然の水ではございませんのに、きれいな水は流れますけど、そういう問題ではないと思うんですね、私は。そういう意味で、やはり、その調整する弁ができるのなら調整弁を造りながら、やはり、この町の中にも少しでもいい、全部流すことはないと思います。やはり自然の水を流すことが必要ではないかと思います。そういうことは可能か、可能でないか、ひとつ調整弁で可能か、可能でないか、それだけで結構です。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 再度ご答弁申し上げます。

技術的に可能かということでございますけれども、技術的にはやる方法はあると

思いますので、そういうものを、これからきちっと検討させていただきたいと思いますので、なにぶんよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 町当局のすばらしい、可能であるということ、是非可能になるようにお願ひしたいなと思っております。

続いて、1番目の1点目の質問に入りたいと思います。何回となく同僚議員の方でもご質問されました。まず、川俣精錬も3年が過ぎたところでございます。倒産されたことは、何とかなるんじゃないかというような地域住民も期待をしておりましたが、だんだん、だんだん、年が重なることによって、これが期待が不安になるというような現状であります。それで、今回の東日本大震災でも、やはり地域の町民の皆様は非常に不安であったわけですね。煙突が倒れるんでないかと思っただいぶみんな心配していたわけですよ。やはり、そういうことも考えながら、町はそういうことを考えていたか、いないか。確かに今は、所有は誰のものだか分からないというようなことでございますけれども、やはり町にある以上は、災害に起きないようにするのは、これは町の仕事ですので、そういうこともひとつ考え、心配したか、しなかったか、その辺ひとつお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

精錬跡地の煙突のところではありますが、大変、3月11日の震災におきましては大変心配をしたところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 心配したということでもありますので、これ以上は質問しませんが、答弁書をいただきました。現在は、誰のものか分からないような、国のものであれ、なんだか私も法律専門家ではございませんので、破産管財人も管財団も放棄したということでもありますので、現在は所有者は誰のものになっているのか、分かる範囲で結構ですが、ひとつ。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

所有者でございますけれども、登記簿上になりますと、やはり精錬の会社ということに、そのままなっております。ただ、現実的な所有の管理をするものということになると、やはりそれは今のところは誰もいないというような状況になっております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 今のところは誰もいないと、持ち主がいないということでもあります。それで、誰もいないのなら、やはり私は、明治から戦中、戦後にかけて地場産業であります絹織物が、国にも貢献しているわけですね。国、県にも相当貢献しているわけですから、町ももう少し県や国にも働きをかけて、取得できるのなら取得したほうがいいんじゃないかと思うんですよ。国も県も、今だからこれ衰退し

て何もありませんが、もう明治時代から経済の効果を高めてきた本町でありますので、是非とも県や国に、なんとかしてくれというようなことも私は言っていかなくちやならないんでないかと思うんですが、その辺ひとつ。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

所有者がいらないという状況であれば、国、県のほうに申し入れをして、何らかの形で対応したらどうかというようなお質しでございますが、そのような情報等も入れながら進めてまいりたいと思います。また、関係機関ともよく調整をするということにしておりますが、そういう部分も併せて相談をしてまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） ひとつ強く働きかけていただきたいなと私も思っております。

それで、この取得をしろと私は言っておりますが、取得して何をすんだと言われると思いますが、残念ながら今回、福祉センターもこの地震によって解体することになっております。地域の皆さんが活用した福祉センターでございます。なくなればまた不便さも感じますが、是非とも今言ったとおり頑張ってください、できれば、町も大変です。確かに役場庁舎も造らない、いろんなことも造らない、十二分に私も分かります。しかし、川俣町にはもともと昭和41年から福祉センターがあったわけですから、福祉センターといってもあの当時の福祉センターは公民館事業がほとんどでございましたので、福祉と名前ばかりの建物だったんでないかなと私は思っております。また、これからはやはり福祉、川俣町も高齢化が進んでおります。やはり、これからは総合的な福祉施設を造るべきだと私は思うわけでございます。川俣町にも立派な建物あります。体育館もあれば、いっぱいありますけれども、高齢者が使うとなってくると、なかなか施設がないわけですね、これね。今でも現在グラウンドゴルフやれば、体育館の残土のところでやっているような状態。まだ空き地でやっているような状態。また卓球、健康のために卓球やりましようといえ、昔の保育所の講堂を使って古い中でやっている。みんな健康に気をつけながら一生懸命頑張っているわけです。そういう人たちが、まだまだ川俣町に元気な方がいます。国保会計にも負担をかけないようにと思って、みんな頑張っておるわけですから、是非とも町の中心地にあります跡地を町長の力で、ひとつ頑張ってくださいと思います。強い決意をひとつ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

鳴原議員のいろいろ皆様が寄せられた声ということでの質問でございますし、現状を見てみますと、福祉センターもほうもあれになっております。あの跡について、また地元の皆さんの声は、やっぱり、そこにまた集会所を造ってほしいというような声も寄せられております。そういったことも含めて、あそこに福祉センターありますけれども、今回もう取り壊すという段取りになっておりますので、その跡地に

については、なんとか集会所をできないかというような今、検討もしているところでございますので、そういったことも含めながら、町内の施設のあり方については検討をしてみたいと思いますので、ひとつよろしく願い申し上げる次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 町長の力強い発言をいただきまして、私もうれしくなりました。町には、川俣町やさしいまちづくり総合計画というものがございます。その中でもいろいろお年寄りの方に聞きますと、かなり町の施設は不便だということが出ております。この計画の中でも、町民の意識調査の中にも、そういう意味からも、やはりこれは実現すべきじゃないかと私は思っております。町長がいう、いつも人が元気、地域が元気、元気いっぱい笑顔いっぱい、その気持ちを忘れないように、これから頑張る。これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で3番議員 鳴原利光君の一般質問を終わります。

次に、7番議員 昆久美子君の登壇を求めます。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。私は、先に通告いたしました3点について、町長のお考えを質してまいります。

3月11日に発生した東日本大震災は、地震、津波、原発事故と重層的、かつ甚大な被害を東日本の広範囲にもたらしました。今後、復興への道のりは容易ではなく、この震災により日本の戦後は終わり、未体験の新たな戦いが始まったと言われています。あれから半年経ちましたが、本県においては復興どころか原発事故の収束も見えず、多くの県民がふるさとから転出する一方、5万人余の人々が不本意な避難生活を送っています。その後の調査で徐々に明らかになってきた放射能汚染の実態は、楽観を許さない厳しいもので、本町においては、計画的避難区域となった山木屋だけではなく、すべての町民に健康、生活、将来への不安が重くのしかかっています。事故当初から政府の公式発表にもかかわらず、事態はもっと深刻であると言われてきました。人命重視の観点から避難区域をもっと広げて、川俣町なども速やかに全住民が避難すべきだと、ネットやテレビなどで学者や有識者が繰り返し訴えておりました。たとえ、それがその報道が真実で、健康リスクをゼロにするための理想であっても、この間、多くの町民が迷いつつ取った行動は、町にとどまることでした。私たちには、国が避難を命令しない限り、命一つ抱えて生活のすべてを捨てることなどはできませんでした。これも重い事実です。更に重い事実、川俣町は、もう放射能のない町には戻れないということです。放射能と共生しない限り、この町では暮らしてはいけません。忌まわしいことに、ノー・モア・フクシマと言われております。世界の福島、川俣になってしまいました。今の私たちは、外から見ればみんな弱者になりました。多くの大切なものを失いました。今、町の中は、たくさんの人が避難されてこられた方が町に流入しているにもかかわらず、異様に静かです。青ざめ、張り詰めた静けさがございます。我慢強く声を上げることがない人でも、切実に町政に、また地域の絆を頼みにしているはず。町長、私

たちは、これに応えていかなければなりません。ほかの議員の皆様からも熱心に町に対する要望が出されましたが、私からは、まず町民の力を借りて、速やかに除染をスタートさせることと、深手を負った町の再生に希望の火を灯し、今できることを目に見える形でしっかり実行してもらいたいと願って、次の３点について質問させていただきます。

１点目、街なか駐車場の周辺整備について。

(1) トイレ、待合室、コミュニティ施設を兼ねた町の駅を早急に整備すべきではないか。

(2) 再びスーパー等の誘致はできないか。

２点目、安価で良質な復興住宅を街なかに増やす考えはないか。近隣町村の避難は、中長期化することが必至であります。遠方の仮設住宅や借り上げ住宅に入居している人たちも、ふるさと近くに住みたいと思っている人が多くおります。避難地域の最前線にある本町には復興住宅の供給が求められていると思いますが、町長のお考えを質します。

３点目、おじまふるさと交流館は、使用目的を変更して活用すべきではないか。昨年、経済対策予算を使って、旧小島小学校は宿泊体験施設に生まれ変わりました。そのオープンの矢先に大震災が起これ、半年近く原発避難者の避難所になってまいりました。今後、この施設を当初の目的で使用するとなると、利用者は限られてくるのではないかと危惧されます。むしろ、避難地区自治体に、元気な高齢者向け集合住宅として、又は長期研究施設として国、県、大学等に貸し出すなど、別の使用目的を考えてみてはいかがかと思いますが、この点について質します。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） ７番 昆久美子議員のご質問に答弁をいたします。

最初に、第１点目「街なか駐車場の周辺整備について」の(1)「トイレ、待合室、コミュニティ施設を兼ねた「街の駅」を早急に整備すべきでないか。」についてのご質問でございますが、「まちの駅」は、地域住民の方々や来訪者が自由に利用できる休憩場所や地域情報を提供する機能を備え、更には、地域内交流・地域間連携を促進する公共的空間であると位置づけられておりまして、具体的には公共・民間を問わず広く人々が入ることができる施設が「まちの駅」となってトイレ・休憩場所等を来訪者に提供しており、現在、全国の「まちの駅」のほとんどは小売店舗でございます。また、「まちの駅」となった施設内には観光パンフレット等を備え、施設の代表者や従業員がまちの案内人となり、来訪者の方々に観光地への道案内などを行なっております。施設が「まちの駅」になるには、「まちの駅連絡協議会」が定めたまちの駅設置要綱に基づき、同協議会事務局である特定非営利活動法人地域交流センターに設置申請をし、認定審査を経て同協議会へ入会することにより認められることとなります。「まちの駅」となった施設は、「まちの駅」の名称を名乗ることができ、更に、同協議会が定めたシンボルマークを内外に掲示することが認められますが、「まちの駅

」の名称及びシンボルマークは同協議会が商標登録しており、それらが無断で使用することはできないこととなっております。まちの駅設置要綱では、「まちの駅」としては少なくとも4つの機能を備えることとされており、1つは、だれでもトイレが利用でき、無料で休憩できる機能、2つ目は、まちの案内人が地域の情報について丁寧に教える機能、3つ目は、地域の人と来訪者の出会いと交流のサポートをする機能、4つ目は、まち駅間でのネットワークによりもてなしの地域づくりをめざす機能でございます。また、「道の駅」と「まちの駅」は、地域への来訪者にトイレ・休憩場所を提供し、観光案内等、様々な情報を発信するという点では共通しておりますが、「まちの駅」は設置主体に制限がなく民間でも設置することができ、人が休憩したり集ったりする空間であれば、どこにでも設置できる点で異なっているものでございます。設置・運営に際しては、ほとんど費用がかからないとされており、一部には市町村が設置した市民ホール等の公の施設を「まちの駅」としているところもありますが、ほとんどは民間の商店等が店内の全部又は一部を「まちの駅」として提供しております。その場合、まちの案内人として専門の職員は置かず、店長・店員らが商売の傍ら適宜案内を行っており、この点においても設置・運営に多額の投資が必要な「道の駅」とは異なるところでございます。現在、「まちの駅」の設置は全国で1,661駅となっており、福島県内では55駅となっております。先ほども申しあげましたが、地域内交流・地域間連携を促進する公共的空間であると位置づけられておりますことから、「まちの駅」設置要綱に定めてあります諸要件を確認しながら、商工会をはじめとし、各諸団体並びに商店の方々とも連携を図り、町の活性化に向けた取り組みとして検討してまいりたいと存じます。

次に、(2)の「再びスーパー等の誘致はできないか。」についての、ご質問でございますが、昨日、2番 高橋真一郎議員に答弁申し上げましたとおり、ファンズ中丁店の再整備など中心商店街の活性化につきまして、街なか駐車場の周辺整備も含めながら、関係各位と調整を図ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の「安価で良質な復興住宅を街なかに増やす考えはないか」についてのご質問でございますが、近隣町村からの避難者向け復興住宅につきましては、避難の長期化や様々な要望があれば必要かと思われそうですが、現在のところ避難元の自治体等からの要請はないのが現状であります。本町は、街なかの空き地等が目立つ状況にあり、中心市街地の活性化対策が急務であります。安価で良質な復興住宅を街なかに整備する件につきましては、震災や原子力事故の収束状況、近隣市町村の災害復興住宅の整備計画、そして町内における住宅需要戸数等について、総合的に考慮しながら慎重に検討していく必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 神田教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、3番目の「おじまふるさと交流館は、使用目的を変更して活用すべきではないか」の、「避難地区自治体に元気な高齢者向け集合住宅として、又は長期研究施設として国、県、大学等に貸し出してはどうか。」についてのご質問

でございますが、おじまふるさと交流館は、児童生徒及び社会教育団体等を含めた各種団体が、宿泊を通して自然体験学習や農業の実体験の中で、自然や地域の人々との交流を深め、地域の活性化を図ることを目的として設置したものでございます。本施設の改修にあたりましては、国土交通省の「集落活性化推進事業」による補助を受けまして整備したものでございますので、当初の目的に沿って宿泊体験館として使用し、地域の交流拠点となるよう活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 1番の街なか整備についてでございますが、ご承知のとおりファンズ中丁店さんが地震で被災され閉店することになりました。開店して1年半足らずで被災されたファンズさんにとっては、大きな痛手であるかと思いますが、住民も大変困っております。日々の買い物だけでなく、バス、タクシー等の利用者が、あそこを待合室、またトイレの使用などで、いわば街の駅の役割も果たしていたお店でございました。思えば3年前、生協が撤退した後に、テナントを含むあの店が住民にとってどうしても必要な施設であるということで、私も町に熱心に要望し、ファンズさんに出店してもらい、それについては町は街なか駐車場を設置して支援をしてきた経緯がございます。今回、私が質問させていただきましたのは、これまでどおり街の駅の整備を何度か町長に訴えて、前向きの答弁をいただいていたのですが、今回、ファンズさんが閉店するにあたって、私はいろいろと考えてみまして、この1番と2番を一緒に実現することができないだろうかというふうに考えまして、2つの方法を考えてみました。

1つは、今後誘致するスーパーとタイアップして、休憩室、トイレなどを町民に開放することを条件に補助金を出すと、それが1つ目の案ですが、2つ目としては、スーパーと街の駅の複合施設を造り、街の駅の部分を公設民営化させてスーパーさんに運営を委託していくという案でございます。あそこは町の中心ですし、やはり駐車場の利用者のためにもトイレとか待合室、それから、町の中にはコミュニティ施設が非常に不足しておりますので、それを町が単独で整備するとなれば、土地も借地ですし、数千万円から1億のお金がかかると思います。それを今建っている土地、あれは昨日の課長の答弁では、運喜さんのものではなくて生協さんのものであると伺いました。だとすると町長、当時生協さんは町の方に大変川俣町の皆さんにお世話になったから、町に建物と土地とただで譲渡しますよというような話もありましたですね。もしかしたら、あの土地を町の施設を造るということで無償で提供いただける交渉の余地はあるんじゃないかなと思うのですが、ですから、そんなことを考えますと、私は、この2番目のスーパーと街の駅の複合施設を造って、街の駅の部分を公設民営、スーパーさんに運営していただくという、この案を是非提案したいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま提案いただきましたような街の駅構想につきましては、前にもお話をいただいております。中丁ファズ店が今回の大震災でどうしてもやれなくなったと、取り壊さざるを得ないというような状況に立っております。その跡地活用については、今、質問でありましたような構想を私大事なことだと思っております。そういったことも含めて、あそこの商業施設として再考できるよう、今検討を加えているところでございます。それは、スーパーなんかともちょっと話した経緯があるんですが、今、店舗展開をしてやるということについては、なかなか消極的だそうでありまして。これは工場経営と同じであって、設備投資がかかると。そして、議員ご存じのとおりでありますけれども、1店当たりの売り上げからなかなかその経営というものは厳しい状況だということで、店舗展開についてはそれぞれのスーパーさんもかなりの市場調査等を行った中でやっている状況で、今どこもですね、ここはなんとかなるだろうよということでの出店はないんだそうでありまして、大変厳しいという話を伺っております。が、やっぱり、あそこは皆さん方から商業施設ということでの要望を、この間もずっといただいております。そういうことを考えますと、あそこのところに大型スーパーでなくても店舗展開をする中で、複合施設でも、そういったことで何かできないかというようなことで、先ほど答弁で申し上げましたが、商工会なんかとも話をしているところでございますが、今後このような街の駅構想も含めたところで、町民の拠り所となるような施設としての店としての形態が取れないかどうか、今後も詰めていきたいと考えておりますので、現状では、まだ決まったわけではないのでありますけれども、そのような検討には今入っている状況であります。そのことで答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） いただきました答弁書で、私は街の駅という名前にこだわるつもりはございません。その機能があればいいと思っております。また、答弁書の中にありますように、それを造るとすれば商業施設と複合的に整備するのが最も望ましく、町民にとっても活用しやすいということもはっきりしているわけです。それで問題は、町が町の部分を負担して、更にこれからの運営費を委託したとしても、それでもやはり確かに到底スーパーの経営は大変厳しゅうございます。そうではありますけれども、町の中の人口は増えておりますし、旧町内に2店舗しかないんです。街中見えていますと、やっぱり交通弱者、高齢者が増えておりまして、歩いてやっとなんと、本町のほうからやっとなんと、壁沢のほうからやっとなんと歩いてきます。シルバーカーなどで休み休み来られるお客様もあります。たった2店舗しかない、しかも夕方なんか行きますと、本当に品切れで、大変消費者不自由しております。そういうことを考えれば、スーパーに出ていただくにしても、やはり町としても町民の立場から、あと町の施設も併設するということで、かなり良い条件を付けてアタックしなければならないと私も承知しておりますし、また、十分あそこは町の中心でしたし、文化の中心であります。今のようなままにしておくわけにはいかないので、是非町長に本気で取り組んでいただきたいと思いますと思うわけなんです、もう一度お願いいたし

ます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

私も今の時点で、あそこをあのままで置くというようなことでは考えておりませんので、先ほど答弁したような内容で今後検討しているというような状況でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 私も、なんか本当にファンズさんには気の毒なことをしたなという思いがありまして、できればもう一度ファンズさんという思いはございますが、一度ならずも二度までも本当に厳しい経営の中で、是非やってくれということは本当に言いにくいことではございますが、それでもぎりぎりまで町としても誠意を見せたうえで、まずは優先的にあたってほしいというのが私の個人的な思いでございます。是非町民のために、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2点目でございますが、復興住宅、今のところ需要もないしと、今後の様子を見てというような答弁でございました。みんな仮設に入ったばかりですし、当分1年、2年はこのままでも済むでしょうが、国としても県としても、やはり中長期的に、私は山木屋地区、また飯舘地区は、2年で仮設から直接自宅に戻ってほしいと思っておりますけれども、少なくとも相双地区などは、もう、やはりこれは中長期的に今の仮設や借り上げ住宅では間に合わないということははっきりしておりますので、新たな住宅対策も打ち出しております。これは復興予算に入れて打ち出しております。県の復興計画の中でも、相双地区の人たちのための高級住宅を2万戸造りたいという計画もあります。できれば、相双地区の人たちも町ごと集団移転したいという希望が当初ございましたが、それは非常に現実的でないと思います。結局は比較的線量の低い中通りの市や町に分散されて吸収されるのかなと、そういう形でこれから進むのではないかなと思います。その場合に川俣町に限らず、商店街、どこも空洞化しておりますので、宅地としてすぐ使える場所はたくさんあるわけですね。せっかく国が予算を付け、県も推進しようとしているこの復興住宅対策に、川俣町はいち早く手を挙げる、このメリットというのが私はあると思うんです。ですから、民地を借り上げて、いつでも川俣町には200戸ぐらひは復興住宅造れますよと。この復興住宅といいますのは、町が全部お金を出すわけじゃなくて、例えば土地は借り上げ、借りた場合に、その上に2階建ての1戸建て住宅を造れば、今800万から1,000万はかからないだろうと思います。その4分の3を国や県が補助して、例えば町が200万出資して400戸造ったとします。それを、これから個人の補償金が支払われて地元の仕事を持てば、避難者は家賃を払ってでもやっぱり1戸建てで家族揃った生活をしたいたいと思っている人は多いはずなんですね。そういう人たちに、5万か6万で、土地代も含めて貸すと。そして、5～6年住んでもらったら、あとは200万ぐらひで、計算してみないとあれですけど、ぐらひで譲渡するというような条件を付ければ、ここに長く住んでもらえるし、また、住宅を望んでいる人たちがスムーズに自分

の家を新たな家が持てると思うんですね。そのためにも私は川俣町は本当にふるさとにいちばん近い前線でもありますから、まず町長から、需要がないからなんて言っていないで、そういう方向性は見えていますので、是非早く動いてほしいと思うんですが、この点いかがでございましょうか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで休憩して、休憩後に町長に答弁をじっくりもらうことにします。

それでは、ここで休憩といたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

傍聴人の皆様に申し上げます。私語を慎んで静粛に傍聴するようにお願いいたします。

それでは、昆久美子議員の一般質問を続けます。

古川町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

復興住宅の建設等でございますけれども、質問でありますように、それぞれ避難されている皆さん方が今後の生活を考えた場合に、中には、なかなか大変なのでより近いところに住みたいという人たちがいると思っております。そのことについては、先に川俣町は仮設住宅の件で中山工業団地の件で、いろいろと議員の皆様方にも力をいただきながら、国への要望活動をやった経緯がございましたが、そのときも、川俣に住みたいと、近いほうがいいんだということだったんでありますが、最終的には、それぞれの市町村の意向がありまして、最終的には川俣町でないところということになった経緯がございますので、そういったことも十分踏まえながら、このことについては取り組んでいかなくちゃならないと思っております。そして、更にまた今回、国、県のほうの復興計画の中における制度の中でも、いわゆる仮設の後の住宅構想も出ております。そういったことについても、またこれらの、また県のほうに申し入れをして、川俣町をそういったところの住宅用地として提供する余裕はあるという話をしていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君） そうですね、補助事業といえども町の負担もありますし、それは全くおいしいということではありませんから、慎重であることは必要だと思いますが、一方においては、やはりそういった情報をなるべく、これから町が人口増えていく、町が発展していくためには居住人口が増えていってほしいわけですから、これは、やはり前向きに検討していく、200戸といわず100戸でも、今、本当に町中、こ

んなことがありましたから土地の価格は、値打ちは下がっております。喜んで貸してくださるところはあると思いますから、国、県の対策に合わせて、それもやはりいち早く手を挙げることのほうが私は、お隣の飯舘村の除染の費用なども見ましても、やはりいち早くリスクを覚悟で、ある程度のリスクを覚悟で勇気を持って手を挙げることは必要ではないかと思います。是非、町長に取組んでいただきたいと思います。

では、3点目についてでございますが、教育長から答弁いただきまして、目的外使用はできないというようなことでございますが、それは原則であって、現にこの半年間は避難所として、宿泊施設として使われてきました。現在、川俣町が置かれている状況は、もう本当にこれは特例区として従来の使用目的から外れても、それが地域のためになること、又は避難者のためになることであれば、十分に国も許可するのではないかと思います。今までどおり活用していきたいということですが、これで採算が取れるか、本当に利用してくれる人たちがいるかどうか、教育長、今のところで展望はどうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 昆議員にご答弁申し上げます。

ただいまご質問のとおり、そういうことも十分に私も考えております。しかしながら、まず私が先に答弁申し上げなければならなかった事由につきましては、ご承知のとおり小島小学校という、明治6年からつい平成20年まで脈々と小島地区の皆様が愛してきた学校を閉校にすると。その際の地域住民との話し合いの中で、今後の活用というのは地域が活性化する、そういう施設としてなんとか考えてほしいということで3案ぐらいございました。例えば、東京都の高等学校に貸すような提案もありましたし、あるいはまた、交流館として宿泊施設にする、あるいは民俗資料館にするなどの意見がございましたが、最終的に地域の人たちが教育委員会に求めたのは、豊かな自然の中で児童生徒を受け入れる宿泊体験施設であるということでございますので、これに向けて、この震災以前は地域の人々が必死になって、その立ち上げに向けて研修会や、あるいは準備を進めてきたという経緯がございますので、今後、非常に厳しい体験施設運営になると思いますが、しかし、まずスタートはまだしておりませんので、ひとつスタートをさせていただいて、今後検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 確かに、あの施設は町のもではありませんけれども、地域住民の皆様のものであると、財産であると私も認識しております。私の今思っていることが急であって、本来の目的に大いに利用されればいいわけですが、一つの選択肢として、西部工業団地を造成するよりも手っ取り早く、あの広いグラウンドも含めて大学の研究施設として、また福祉施設として、うまく地域の皆様のご理解を得て、うまく活用できれば、これは雇用対策にもつながりますし、一つの選択肢として考えておいていただきたいと思います。

それで、私の質問は大体町長に前向きの答弁をいただきましたので、是非よろしく

お願いしたいと思いますが、最後に私、これまで一貫して行財政改革、特に職員の人件費削減を求めてきました。平時であれば当然の要求であったわけですが、このような原発事故でいきなり非常時厳戒態勢に突入してしまいました。こんなときに、町民が最も頼りとする職員のマンパワーは、今見ていまして、いかにも心もとなく私には思えます。臨時職員だけではなく、私はこれまで言ってきたとは逆になりますけれども、正職員を採用して長期戦に備える必要があるのではないかと、このような状況に至っては、そのように私は考えております。その辺、また職員の意識も平時から非常時に切り替えていただいて、懸命に働いてもらうことはもちろんですが、熱心な優秀な正職員も今後採用していってもらいたいと思うわけですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 要望ですか、これは。要望でいいですか。

○7番（昆 久美子君） 質問以外ですので、それは私の気持ちであり、要望でございます。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、7番議員 昆久美子君の一般質問を終了いたしました。次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や当後援会のほうにお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、大きくは1点でございますけれども、細部8点ほどにわたりまして町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

「町の復興計画策定に向けての取り組みは」についてであります。東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から、早いもので6か月となりました。東京電力第一原子力発電所の水素爆発による放射能物質の放出によりまして、本町の空中、土中、水中など川俣町全域にわたる生活圏の汚染は、町民生活を脅かしているわけであります。特に山木屋地区においては、計画的避難区域に指定され、避難を余儀なくされているわけであります。今後、川俣町全町はもとより、山木屋地域からの放射能汚染からの復旧や復興に全力で取り組んでいかなければならないと思う次第であります。復興計画策定にあたり、すべての町民、農業者が将来に向け、安全安心な生活や生産活動ができるような復興計画となるよう、強く求めるものであります。

まず、最初の細部の質問1点目であります。復興計画も当然大切なことと考えるわけですが、当面、まずは復旧を重視しなければならないというふうに考えるわけであります。3月11日の災害のあったその日まで町民の方々、それぞれの人生計画を持ち、家族とともに暮らし、地域の共同体の中で、また様々な社会システムの一人として誠実に生きてきたところであり、今、町民のいちばんの願いは、一刻も早く3月11日以前の状態に戻りたいと思っているわけであります。住民の皆さんの毎日の生活はもとより、すべての面にわたって、当面は復旧を最優先の課題として取り組むべきであろうというふうに考えるわけであります。当局の対応をお伺いしておきたいと思う次第であります。

細部の質問２点目、本町でも計画的避難区域に指定され、避難生活を強いられている山木屋地区住民への支援など、緊急的対応とともに環境、健康、産業、教育など、あらゆる分野に大きな影響が及んでいる原子力災害の克服が、最重要であるというふうに考えるわけであります。本町の復興計画の策定にあたって、基本的な方針についてをお伺いをしておきたいと思う次第であります。今後、山木屋地区において、農業基盤や生活基盤の再建を図るためには、放射性物質で汚染された土壌の改良は当然のことながら、必要不可欠であるというふうに考えるわけであります。農業の再開、復興に向かうためにも、次の８項目について当局の対策、対応についてお伺いをしておきたいと思います。

①として、当然、計画的避難区域からの一日も早い指定の解除を目指す復興計画とすること。

②点目、計画的避難区域山木屋地区の農地の放射性物質の除去は、どのような方法で、いつから実施をされるのか、お伺いしておきたいと思います。

細部の③点、計画的避難区域の避難が家族離散を余儀なくされていることにも鑑み、今後、意向調査なども早急に実施し、それらの結果を今後の農業経営のあり方に反映されるように、復興計画にも盛り込むことが必要ではないかというふうに考えるわけであります。

④点目、安心、安全な農作物を作るために、放射能測定 of 更なる詳細な調査体制を早急に立ち上げ、全町内にわたる詳細な汚染状況、空中、土壌、水中などの把握のためにも取り組むべきであるというふうに考えるわけでありますが、当局の今後の対応を伺うものであります。

⑤点目、農産物の出荷停止条件、空中、土中、水中汚染の早期解消に取り組むべきであるというふうに思いますが、対応について伺いたいと思います。

⑥点目、農作物の地産地消を図るうえでも、風評被害等に対し、農家を応援、経営支援となるような取り組みや復興計画にすべきであるというふうに考えるわけでありますが、当局の取り組みについて今後の対応を伺うものであります。

⑦点目、営農再建のために必要な各種助成制度を早急に創設するよう、国、県に求めると同時に、町独自の支援施策を打ち出して取り組むべきであるというふうに考えるわけでありますが、町の対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、⑧点、復興計画会議には、本町の将来を担う若者並びに農業後継者を代表する委員を起用し、農業関係者の意見を十二分に取り入れた復興会議にすべきであるというふうに考えるわけでありますが、今後の対応を伺うものであります。

以上、細部８点ほどにわたりまして当局の今後の対策、対応について質してまいりたいと思うものであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） １３番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

まず、「復興計画策定に向けての取組みは」の、(1)「当面は復旧を最優先課題として取り組むべきと考えるが対応は。」についてのご質問でございますが、復興計画に

おきまして最も優先されるべきことは、住民が安心して安全に暮らせる町を取り戻すことであり、そのためには放射性物質の除染を徹底的に行い、東日本大震災により失った「マイナス」の状態から、まずは「ゼロ」の状態に戻すことが必要と考えております。そのうえで、以前にも増して住民が安心して暮らせる安全なまちづくりを行っていく必要があると考えております。

次に、(2)の「復興計画の策定方針は。また放射性物質などの除去をはじめ農業の再開復興に向かうためにも以下の8項目について当局の対応を伺う。」の一つ目、「計画的避難区域の指定の解除を目指す復興計画とすべきと考えるがどうか。」についてのご質問でございますが、復興計画の策定につきましては、避難区域となって住民全員が避難している山木屋地区の再生なくして、川俣町の再生、復興、そして福島県の復興、日本の復興はありません。このことを念頭に、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、東日本大災害による被害を考慮したうえで、第5次川俣町振興計画で掲げました施策の中での修正又は強化すべき施策、あるいは新たに取組むべき施策等を基本的な考え方といたしまして、現在策定しているところでございます。計画的避難区域の解除につきましては、年間の積算被曝線量が20ミリシーベルト以下になることが条件であるとしており、山木屋地区の早期除染が速やかな計画的避難区域の解除につながるものと考えております。計画的避難区域については、政府で策定した「除染に関する緊急実施基本方針」により、避難指示が解除され、住民が帰還するまで、国が主体的に除染を実施することになっており、その状況を踏まえながら、山木屋地区の住民が安心して暮らせるよう、復興に向けた基盤整備等について復興計画に盛り込む考えであります。

次に、「計画的避難区域の住民について意向調査を実施し、その結果を農業経営のあり方に反映させるよう復興計画に盛り込む考えはあるか。」についてのご質問でございますが、計画的避難区域である山木屋地区住民の意向調査につきましては、復興計画素案ができ次第、毎月開催しております山木屋地区行政区長懇談会で説明するとともに、その他別に山木屋地区住民との意見交換会等を開催し、意見、要望等をよく聞き、検討したうえで、復興計画に反映させる考えであります。また、山木屋地区以外の方々につきましても住民説明会を開催するとともに、広報誌やホームページにより住民の意見、要望等をよく聞き検討したうえで、復興計画に反映させたいと考えております。

次に、「安心、安全な農作物を作るためにも放射能測定の体制を早急に立ち上げ、全町にわたる詳細な汚染状況を把握したうえでの復興計画とする考えはあるのか。」についてのご質問でございますが、農作物に関する放射能測定につきましては、現在、野菜の放射能測定を近畿大学で、また、8月6日からは、いわき市の国立福島工業高等専門学校内にある広野町所有の検査機器を用いて測定を行っており、その結果を「災害対策本部からのお知らせ」で公表して食の安全の確認に努めておりますが、町民の食の安全や本町の農業を守るために、町として独自に放射能検査ができるよう、水、牛乳、野菜、土壌など液体から固体まで測定可能な食品放射能測定システムにつ

きまして、現在その購入について発注手続きを進めているとともに、測定体制についても検討しているところでございます。

また、本システム購入後の測定結果につきましては、専門的な知見による見解を加え、正確かつ迅速に情報提供に努めることを復興計画に盛り込みたいと考えております。

次に、「出荷停止条件（空中、土壌、水中汚染）の早期解消計画とする考えはあるのか。」についてのご質問でございますが、原子力災害対策特別措置法に基づく農産物等の出荷制限等の指示につきましては、本町の農業が今後とも安定的に継続できるようにするため、農業者に混乱や風評被害を招かないよう消費者等に正しい情報を提供するとともに、積極的に広報等を行うことを国に要望しているところでございます。

次に、「農作物の地産地消を図るうえでも風評被害等に対し経営支援となる復興計画にする考えはあるのか。」についてのご質問でございますが、風評被害に対する支援につきましては、県では原発事故対策緊急支援といたしまして、原発事故の影響による収入減少により深刻な影響を受けている農業者などの緊急に必要なとする営農資金の確保や円滑な資金繰りに資するため、農家経営安定資金の融通を行っております。また、ＪＡ新ふくしま農業協同組合では、農畜産物減収によるつなぎ資金といたしまして、原発事故により出荷制限や風評被害により損害を被られた農家組合員を対象とし、国及び東京電力より損害賠償金等が入金するまでの生活に必要な資金を融通いたしております。どちらの制度につきましても貸付金利は無利子となっているため、これらの支援を活用していただきたいと考えております。

次に、「営農再建に必要な各種助成制度等を早急に創設するよう国、県に求める考えはあるか。」についての、ご質問でございますが、営農再建につきましては、農業の生産・経営の強化に向けた支援が必要であると考えております。そのため町といたしましては、営農再開、営農体制の再編等、復興を担う農業者に対し生産・経営対策の充実や、運営が困難となっている農業関係団体への支援など、生産・経営の強化に向けた強力な支援を国・県へ要望してまいりたいと考えております。

次に、「復興計画会議には将来を担う若者、並びに農業後継者等農業を代表する委員を多用して農業関係者の意見を取り入れる考えはあるか。」についてのご質問でございますが、川俣町復興会議の委員につきましては、東日本大震災の特に原子力災害により著しい被害を受けた川俣町の復興に関し、広く有識者と協議を行うとともに、その取り組みを推進するため、商工会、異業種交流会、農振会協議会等、各界の代表者及び有識者により構成されております。農業を代表する委員につきましては、８月１２日に開催いたしました、第一回川俣町復興会議におきまして、ＪＡ新ふくしま農業協同組合の下部組織であります農振会協議会の会長に委員を委嘱したところでございます。また、本会議の副会長をお願いしたところでございます。山木屋地区の再生なくして川俣町の復興はありません。したがって、山木屋地区の農業者はもちろん、商工業、そしてＰＴＡ等を含めた若い人たちの意見を聞く組織を設置し、復興計画に生かしていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番です。何点かについて再質問、お伺いしていきたいというふうに思う次第であります。

私は、今回の、特に復興計画は大変重要なものである。当然今後5年、10か年にわたって長期戦になるかなというふうに思うわけでありますけれども、そういう点で改めて町長に、いわゆる復興計画を作るにあたって、今後の復興への道筋といいますか、そういう点で私もいろいろと復興に向けて、例えば町長もちろん認識は同じかなというふうに思うんですが、とにかく平時、災害時、復興時、大体このサイクルでいろんな政策を、それをいろんな取組みながら、そして平常時を取り戻すというか、そこまでいくための、この復興計画というのは大変重要な復興計画になろうかなというふうに思うわけであります。当然、現段階はその途中でございまして、やっぱり復旧に最大限取り組んでいかなきゃならないのではないかなというふうに、日頃特に思っている次第であります。特にですね、いろいろ昨日から一般質問で議論になっておりますけれども、本当に特に原発においての今回の事故は、これは全町民にわたっていろんな被害が被られているわけであります。子どもたちの通学から、学校の生活は大丈夫か、お年寄りについては、大変毎日デイサービスに行っているわけですが、途中の道路が大変地震で壊れたまま直されていないとか、本当に今、復旧が、いろいろ現場において取組みが遅れているのではないかと、そういう点で当面いろんな点でこの復旧に最大限力を入れて優先課題としていろんな町民からのご意見や要望を聞きながら、それを具体的な施策、政策にして取り組んでいかなければならないというふうに私は思っておるんですが、この辺の認識について、復興計画を作るにあたって町長に最初に伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

昨日もそれぞれの議員の皆さん方に答弁を申し上げましたが、復旧がこれは喫緊の課題でありますから、この道路等も含めて早急にやることについては、予算を臨時議会も開催し可決もいただいておりますので、その早期発注に努め、今取り組んでいるところでございます。ただ、昨日も申し上げましたけれども、いわゆる避難区域地内においての工事が遅れているという指摘を受けておりますので、これらについても早急にその改善策を図って、これは早めにこれに取り組んでいきたい。予算も使っているわけでありますので、災害査定も終わっているわけでありますから、それをそのままにしておくんじゃなくて、こちらの方も早めに取組んでいくというようなことで考えて、今、進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あと、いろいろ昨日から議論もされておるんですが、特に私も復興に向けて今、その当局の体制について私も大変日頃心配をしている一人でございます。特にこれから補償、賠償も含めて、町民の本当に要望や意見、今多いわけであ

りますけれど、その辺のやはり当局の対応を、現在の原子力対策室がございますけれども、とにかく早急に人員を増やすことは当然でありますけれども、町民の付託に応えられるような拡充強化をしていく必要があるのではないかというふうに、まず思っておりますので、その点について、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま、復興、復旧、また復興の体制づくりということでございますけれども、昨日、やはり山木屋地区、年間20ミリを超える区域の除染のモデル事業の打ち合わせというのがございまして、これから9月末までにいろいろな計画の打ち合わせをしまして、10月、11月と本格実施となりますけれども、例えばそういった事業をやる場合においても本当にその体制がどうなのかというようにときには、なかなか今の体制では難しいというふうなことも考えておりますので、今後の中で、これから本当に5年、10年というふうな先長い状況から、除染をしながらどういうふうに復旧をはじめ復興をやっていくかというふうになりました段階では、きちんとした体制づくりに向けて、本当に住民の方々の不安が解消できるような組織体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 改めて町長に、昨日も町長、答弁しているんですが、私は早急にやはり町民の付託に応えられるような、とにかく今の対策室を早急に人員も増やして対応できるような、そのような対策本部、対策室にしていかなきゃならないというふうに、その辺の取り組み、町長どうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

昨日も財政強化については、1番の議員から、それぞれの議員の皆さんから質問をいただいております中で答弁したとおり、この体制強化に向けて取り組むということで答弁を申し上げておりますので、そのとおり進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 早急に町長、是非そういう方向で対処をしていただきたいと強く求めておきたいと思ひます。

今回は、特に放射能対策については、当局から答弁もあったんでございますけれども、やはり汚染の実態ですか、これを把握して、やはりその実態をリスクを町民の皆さんに、住民に正直に明らかにして、その被害から町民、住民の命と健康をできる限りのあらゆる可能な対策をやるといいますか、それが大事ではないかなというふうに私は思うんですね。町長、その辺は改めて。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問のとおりでありまして、放射能の汚染の状態については、実態を正確に把握す

ることが大事だと思っております。そのために町でも3月17日からモニタリングを始め、現在に至っておりますが、この間、また、それを更に補強する意味で、いわゆる車によるモニタリングも全町内をやっていただきました。これは福島や伊達が行っているのと同じ方法であります。その中で川俣町の放射能汚染の実態を明らかにしたところでもありますから、そういったことを受けながら、この除染対策をしっかりやっていくのが私は大事だと思っておりますので、そういうことに、とにかく最大限努めながら、川俣町の放射能からの汚染を早く除染していく取り組みを進めていかなくちゃならないと、そういうことで、現在町内においては学校、あるいはグラウンド等施設等については終わっているのですけれども、まず、通学路、公園等の除染に入ということで今説明会になっているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。また、山木屋地区等についても、昨日も答弁申し上げましたが、モニタリングを行いました。山林も含めて。そして昨日は、そのモデル事業として取り組んでいただくことでの打ち合わせをやるという答弁を申し上げておりましたが、打ち合わせを行いました。それで、具体的には今月からその体制づくりをして、10月からそのモデル事業に入っていくというようなことで、年内にはその事業を終わるというような考えで今進めようということの確認をしたところでございます。これについては、昨日も夜、今度は行政区長会議を開催させていただきまして、その中で、その計画の概要、具体的な話を相談させていただきました。そして、区長の皆さん方から了解をいただいて、この乙8区について、そこについてメッシュを切ってやろうというようなことの考えを今なってきたところでございます。とにかく、モデル事業については、私はよそもそうでありますけれども、川俣町の山木屋地区にいち早くやっていただいて、それに基づいて今度は山木屋全地区の除染について明解な国の方針を示してほしい、そして、国が主体的に取り組むということをおっしゃいますから、これもすべて国が主体的に取り組むというようなことでの確認をしながらやる必要があると思ひまして、昨日は、そのようなことを踏まえながら、事前の打ち合わせということでやった結果においては、まずモデル事業に国として取組むということでありますから、予算等もすべて国で持つてやるということの確認をしたところでございます。今、現状そのようなことでやっておりますので、まず質問にありますとおり、本当に町内の実態というものは、しっかりと把握して対応を取ることが大事だと思ひて、それぞれの取組みにあたっていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 特に山木屋地区の皆さんが、ご承知のように山木屋地区は、本町の農業にとっても本当にそういう点では耕地面積も約400ヘクタールですか、全町で約1,000町歩ですから4割は山木屋が持っている。中身的にも作物的にも、米をはじめたばこ、そういう点では山木屋の再建なくして本町の農業の建て直しというのは考えられないのかなというふうに私も思っておりますので、除染について私も、これ本当に心配しているところであります。隣の飯舘村では、テレビなんか観てると、いろんな取組みが国の方から出向いてやっておられるんですけれども、本町の山木屋

地区では具体的にはどのような除染に向けての実験といたしますか、そのような、作物もいろいろ作られているというふうにはお聞かせいただいているんだけど、どうも飯舘に比べるとさっぱりやってないんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、その辺、具体的に、どのような作物が作られて、どのような実験とか何か、本町の山木屋地区の場合は取り組まれているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まず、除染の実証試験でありますけれども、これは飯舘村と山木屋は同じ状況で国の実証試験をやってくれということで対応してもらっております。その結果については、山木屋地区についても9月に、その成長したものを調べて結果を出すというようなことをいただいております。いわゆる放射線の土壌汚染の度合いは、議員もご承知のとおり山木屋地区、あるいは飯舘村ではそれぞれ差がございます。それに合った中での対応を取るということになっておりますので、すべて山木屋が飯舘と同じというようなことにはならないわけでありまして、その点をご理解をいただきたいと思っております。それで今やっております、花を植えた、アマランサスとか植えたのでありますけれども、あと田んぼも作ったのであります。そういう実証試験は今やっております。加えて、ただいま申し上げましたモデル事業をいち早く取ってもらった。実証試験で花を植えたりで、どうなっているか、それは大事でありますけれども、まずは濃度の高いところを早めにモデル事業で取組んで、その対応について、それをどうするのか、農地あたりは表土を剥ぐのか、あるいは土を入れ替えるのか、どうするかということを出していただかないと、いくら実証試験をやっても次続かないということがありますので、私も早めにやってくれということで今回やるようになりまして、山木屋のオサッシ地区のところの坂下集会所のほうから300メートル四方でやろうということでの具体的な話をさせましたが、もちろん山も含みます。山も宅地も含んでやる、農地も含むということでやりますので、ひとつ、そういうことで今、土壌改良に向けた除染の方法は取組んでおりますので、飯舘村は飯舘村、川俣は川俣、私は川俣はしっかり進んでいると思っていますから、そういうことで理解のうえ、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 是非、今、町長から答弁はもらったんですけども、モデルということで取り組んでもらって、とにかく早く、一日も早く戻って農業の再開ができるような、そのような山木屋地区を取り戻していかなきゃならないというふうに強く思う次第であります。

あと、大変④のところ、空気中の放射線量についてはモニタリングなども数多くやっていただいて、181か所かな、なんていうことで、大体町内のは分かってはきたんですけども、汚染状況について、特に土壌について、やはり実態の把握が大変遅れているのではないかなというふうに私は思っております。やはり安全な、特に農産物を作るにあたって、やはり土壌の汚染状況、これをやはり汚染マップなどを作る

など、早急にやはりこの辺も住民に、農家の皆さんにきっちり正しい情報をお知らせしていただけるかなというふうに思うんですが、その辺の取組みについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

土壌についても調査をいたしまして、それを公表しているんでありますけれども、文科省のこの数字の取り方、1平米と、農林省のキログラムということがありまして、ちょっと迷惑といいますか、判断に混乱させているところがありましたので、私も普通使っている農林省のほうのことでやらないと皆さんが分からないんじゃないかということを申し上げました。それで、そういったことの数量の発表の仕方についても文科省のほうには話はしたんでありますが、土壌についてはやっていただきまして、いわゆる5,000ベクレル以上を超しているところは町内では、このモニタリングでは山木屋地区の2か所だけだったということでございます。発表のとおりであります、質問でありますように、そういう土壌の汚染の度合いも、これもどの地区がどうなっているのかということをしつかり皆さんにそれは知らせるということも大事であります。災害日よりでは出しておりますけれども、それぞれ農業関係者の皆さん方にも今後早急にお知らせするような段取りをしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 併せて特に水について、水については、とにかく農家の皆さんももちろん水が大変重要でありますけれども、生活するにあたって大変心配の聲が寄せられております。特に毎日飲んでいて、以前は大変沢の水といいますか、きれいな水が飲まれるくらいの状態だったのが、そのような水がかえって危ないというふうになっているわけでしょ、これ。そういう点で、町の水道を飲んでいる人はいいですよ。結構、農村部のほうに、私の地域なんかは水道がないから、やはり、そういう、まだ井戸水を飲んでいらっしゃる方が大変多いわけですね。だから、私の井戸水大丈夫なのかなという、調査をしてほしいと、そういう要望も多いわけですので、それらにも対応できるようにしていただきたいなというふうに思うんですが、その辺の対応についてはどのように。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

井戸水の調査についても、37か所のモニタリング全部終わっておりまして、いわゆるセシウム等の放射線物質は検出されておられません。しかし、今、質問ありますように私の井戸が不安だという方については申し出を受けまして今、近畿大学等で調べておりますので、そういったことについては取組むことにいたしておりますので、どうぞ災害対策室のほうに申し出をいただいて、その対応をとりますので、お伝えいただければと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あと、今回の復興会議のこのメンバーを見ますと、特に山木屋地区の再生を考えた場合に、やはり若い農業者、そして認定農業者も入ってないわけですからね。たまたま今回選ばれた方は山木屋地区の方ではございますけれども、しかし、若い農業者や認定農業者も入ってないということでは、やはり山木屋の特に再生に向けて現場の声といいますか、現地の声がやはりこれは取り上げられるのにかなり厳しいのではないかなというふうに私は危惧しておるんですよね。改めて、その辺について町長、どのように今後対応なされるのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

復興会議のほうの若い人、又は認定農業者というようなお話しでございますが、先日、農振会のほうの会長さんが山木屋地区の認定農業者並びに若い人たちの農業者を集めまして、いろいろと率直な意見を聞きたいということで、別会場でJ Aさんのセンターでありましたけれども、お呼びをして、いろんなお話を伺って、現実的に山木屋の復興に対するいろんなご意見等も伺っております。そういう部分についても取りまとめをして、復興会議のほうに使っていただけるようにということで、資料的にはまとめまして上げてございますので、そういう部分でいろんな機会をとらえながら、認定農業者、又は若い農業者の方々のご意見等と十分受け入れていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河議員、どうですか、ここで昼食にしますか。

○13番（石河 清君） 最後の質問で、時間かからないので、これで。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 最後になりますけれども、今後、復興に向けて、今回復興計画についていろいろ私も質問したんですが、当面、復旧、あと復興に向けて本当に今、いろんな点で町民、住民が苦しんでおります。最大限、町当局にありましては、それらの負託に十二分に応えられるような体制も整備しながら取組んでいただきたいと、その辺の決意を町長に最後にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまいろいろと質問いただいた中で答弁をさせていただきましたとおり、体制の強化も図り、また、本当に町民の皆さんがしっかりと安心して生活できる環境づくりのために取り組んでいく考えでありますので、今まで申し上げたことを答弁といたしまして答弁とさせていただきます。

○13番（石河 清君） 以上で終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で13番議員 石河清君の一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

9 番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9 番（新関善三君） 9 番 新関善三です。先に通告してあります原発事故による放射能から町民を守る対策について質問をいたします。

東日本大震災から早 6 か月を経過し、原発事故は収拾の見通しすら立たず、不安な状況が続く、放射能の飛散と累積被曝に不安を抱かざるを得ない日々が続く、長期化は必至です。町民の方々のストレスも増すばかりで、特に当町におきましては、山木屋地区の皆様方には大変な生活を強いているわけで、避難者の皆様方にまずもってお見舞いを申し上げるとともに、非常に仮設等に入居されましても体調を崩す方々が非常に多いわけですので、一日も早い回復を願うものでございます。

さて、毎日の新聞、テレビを見ても、何の制度か、誰のための制度が知らないことが多く、いちばん大切なことは被害者の立場、被害者の身になって話し合いを十分行い、責任者、加害者に責任を求めていかなければならないわけで、次の事項について当局の対策について質します。

1 点目、健康と被曝について。住民をどう守るか、方針と対策を明確に示すことが急務であります。いつ、それを示すのか。

2 点目、除染対策について質問をいたします。どのように進めるのか。東電、国、県との交渉経過と対策を急ぐべきであると思います。当局の対策はどこまで進んでいるかについて。また、これらに併せまして、総合特区と並行して進める考えはないのかどうか。

3 点目、自主避難者への支援についてお尋ねをいたします。特に妊婦、子どもの避難支援対策が必要であり、実施に向けて取組むべきと考えますが、当局の対応策はあるのかどうか。また、受け入れ市町村の対応は把握されているのかどうか。

4 点目、食品汚染検査体制について。導入機種は予算化されておりますが、いつからどのように進めていくのか。このように課題が山積みしている中で、当面の課題を整理、対策に向けて交渉していく中で、町民の期待を裏切ることのないよう、原因と放射能の危険性を十分に認識され、回答されるよう申しまして質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 9 番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

はじめに、(1)の「健康と被曝について、住民をどう守るかの方針と対策を明確に示すことが急務である。いつ示すのか。」のご質問でございますが、内部被曝検査につきましては、計画的避難区域に指定されました山木屋地区住民の一部の方々を対象として、国及び県において実施いたしており、その検査結果は微量のセシウムを検出された方もおりましたが、全員が健康への影響は心配ないレベルであり、昨日 5 番菅野清一議員のご質問に答弁いたしましたとおりでございます。今、山木屋地区の住

民の皆さんを含めまして、すべての町民の皆さんの最も大きな不安は、今回の原発事故による放射性物質の飛散により被曝しているのかどうか、あるいは、被曝している場合どの程度の被曝量で健康への影響があるのかどうかということだと考えます。これまで、町では、このような不安を払拭するためにも、国や県に対しまして特に子どもや妊婦などの健康を確保するため、先行して内部被曝検査を行うための長期的な検査体制の確立や将来にわたっての被曝医療体制の構築につきまして、強く要望してまいったところでございます。このたび、県において、全県民を対象に被曝線量を把握するための基礎調査と、18歳以下の全県民を対象に甲状腺検査などの詳細な調査を実施する県民健康管理調査を実施し、今後30年以上の長期間にわたり継続して対応することになったことは、要望の成果であると考えております。しかしながら、全県民を対象とする基本調査につきましては、3月11日から3月25日までの行動記録などから外部被曝線量を推計するにとどまるものであるため、町民の皆さんの正確な被曝線量を把握し健康状態の把握に結びつけるには、内部被曝検査を実施していく必要があるものと考えます。県において、今後ホール・ボディ・カウンターの導入を進める予定であると聞いておりますので、川俣町民の受診が早急に進むよう強く要望するとともに、町における検査体制についても検討してまいります。また、現在の環境の下、被曝の危険性を回避するためには、なによりも放射性物質の除染対策を推進することが必要であります。見えない恐怖心を取り除き、現在の体内被曝の線量を調査することにより、健康への影響がないことを確認できれば安心につながります。町では、今までも先行して実施した健康管理調査については、適切に実施してきたところでありますが、これから実施いたします全町民に対する基礎調査など健康管理調査を的確に実施するとともに、併せて、速やかな除染対策を講じることにより町民の安全で健康な生活の確保に対処してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、(2)の「当町の除染対策はどこまで進んでいるのか。また、総合特区と平行して進める考えはないのか」についての、ご質問でございますが、町では、去る8月19日に「放射性物質除染計画」を策定いたしました。これは、早期に通学路など身近な生活空間において放射性物質による汚染の除去のための活動を行う際に必要な事項を定めたものであり、行政区等での除染活動を支援する線量低減化支援事業を円滑に実施するために策定したものであります。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が8月26日に成立、8月30日に公布され、同日その一部が施行され、来年1月1日には全面施行とされています。今後は、この法律に従って除染が行われていくものと考えておりますが、除染活動は国及び東京電力が行うべきとの基本的考え方に立って、関係機関への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

「また、総合特区と並行して除染を進める考えはないのか」についてのご質問でございますが、総合特区につきましては、総合特別区域の設定を通じ産業の国際競争力の強化と地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するものとされており、

原子力災害による放射性物質の除染活動とはその趣旨が異なるものと思料いたしております。しかしながら、除染活動は町民の安全・安心に欠かすことのできない重要な施策でありますので、今後ともあらゆる努力をいたしていく考えでありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、第3点目、「自主避難者への支援策はあるのか。また、受け入れ市町村の対応策は把握しているのか。」についてのご質問でございますが、自主避難者のうち、妊婦検診や子供で各種予防接種が必要な避難者につきましては、避難先の市町村での検診や接種の対応が可能となっております。これは、検診や接種した後にかかった費用を一時立て替えていただき、その後、本人に償還払により支払うことで対応しているところでございます。また、こどもの医療費につきましても、同様に償還払いの手続きにより、かかった費用をお支払いいたしております。今後も自主避難先の住所情報をしっかり把握し、避難先へ町広報誌等の送付を行い、町の情報発信に努めてまいります。

次に、受け入れ市町村の対応策の把握についてのご質問でございますが、妊婦検診や子どもの各種予防接種につきましては、自主避難先の受け入れ市町村と相互に連絡を取り合いながら、検診等の対応を協議し、確実に実施してまいります。なお、原発事故による災害の影響により町外に避難した住民に対する適切な行政サービスの提供を行うなどのため、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」が8月12日付けで公布・施行されており、これにより法律又は政令により処理されている事務のうち避難住民に関するものであって避難元の市町村で処理することが困難である事務については、避難先として受け入れている市町村で処理することができることとなっております。現在、国及び県において市町村の指定、提供するサービスの内容など、具体的な手続きについて進めているところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、(4)の「食品の汚染検査体制について、導入機種は予算化されたが、いつからどのように活用されるのか。」についてのご質問でございますが、現在、町では自家用野菜放射性物質調査として、いわき市の国立福島工業高等専門学校に設置されている広野町役場所有のシンチレーション検出器により、各地区自治会のご協力を得て約40品目の野菜を2回に分けて検査をしたところでございます。シンチレーション検出器は、専用容器にサンプルを入れ測定ボタンを押すだけの簡単操作で、10分間の時間で検出することができます。水、野菜、土壌など、液体から固体までのサンプルについて、ヨウ素131、セシウム134、137の3核種を同時に測定でき、検出限界は各々30ベクレル・パー・キログラムとするものでございます。町では同型の機械を導入する予定でありまして、その時期は年内には導入できるものと考えております。導入するまでの間は、当分広野町のシンチレーション検出器を借用し、毎週火曜日午前中の検査体制を行なうこととしてございます。検査内容といたしまして、当面の間、各地区自治会のご協力を得て1地区5品目以内とし、1回の検査につき3

地区で計１５品目を上限としまして実施をいたします。検査は毎週火曜日に実施し、直前の日曜日に原子力災害対策室まで自家用野菜をご持参いただき、月曜日に下処理をほどこしてから実施し、検査結果を毎週金曜日発行の「災害対策本部からのお知らせ」により公表してまいりたいと存じます。町へ検出器が導入された時の体制といたしましては、現在実施しております検査体制及び検査内容を検証しながら、検体の搬入、検体の下処理、検査に要する時間等考慮いたしまして、検査体制や実施体制に向けた取り組み準備を行なってまいりたいと考えております。また、検出器導入に伴います設置場所、検査体制、職員の配置等につきましては、福島県緊急雇用基金事業を有効に活用することなども考え、万全の体制で取り組んでいく考えでおりますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） 質問の内容については、おおまかな回答をいただいたわけですが、この健康と被曝について、前段でも、こういった健康問題等につきましては、同僚議員のほうから数多く質問が出されているわけですが、その結果、本当に検出されなかったというふうな状況下に安心はしているわけですが、更なる浪江、あるいは浪江地区の方々等につきましては、３ミリシーベルト以下１ミリ以上の方、あるいは２ミリ以下１ミリ以上の方というふうな区分けしたホールボディカウンターのデータも出たかのように伺っているわけですが、本当に川俣町は出ないだけで済む問題で処理できるのかどうか、そういった許容範囲だったのかどうか、まず確認をさせていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

川俣町で約、山木屋の方２００名ほど内部被曝検査を受診されておりますけれども、このホールボディカウンターによる全身検査の測定値の単位につきましては、放射性物質の量を表すベクレルで表示をされております。このベクレルで、年齢によって異なるわけですが、４歳以上８歳未満の場合はセシウム１３４が１，４００ベクレル、セシウム１３７で２，３００ベクレルが１ミリシーベルト相当ということでございます。この、がんの発生リスクにつきましては、これまでの広島や長崎での被曝結果から１００ミリシーベルトの被曝で０．５％のリスクが増加するとされておりまして、実際には内部被曝で１００ミリシーベルトを超えなければ、がんの増加は確認されていないとされておりますので、川俣町のこれまでのホールボディカウンターによる検査につきましては、ほとんどが１ミリシーベルト以下ということで、この１００ミリシーベルトは超えない状況となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） 体内被曝等についてはベクレルで表現されて調査結果が出たということでございますけれども、つい最近、本町の自治会では近畿大学の若林先生を講師に招いて、そこで講演会があったわけですがございますけれども、普通の一般人が年間

被曝して、そして体内に保有しているものが平均大人で7,000ベクレルは常識だというふうなことになるわけですし、プラス今度の放射能被曝では、プラスその基準が出て、今の説明では出ていないような気がするわけですが、すべての大人は恐らく7,000ベクレル以上にはなっているものと我々は判断したわけですが、その詳細等については、近畿大学のほうに後で問い合わせしていただきまして、再度それらの健康に対します安全性について、ひとつ確認をいただきたい。

それと併せまして、随所にモニタリングを実施されておるわけですが、このモニタリングの調査結果に基づいて、この地区は、あるいはここは更なる検査が必要というふうな箇所が、そういったモニタリングからどういうふうに当局は判断しているのか。すべて今までやった結果が出ないから、当分は県の200万県民の健康調査に委ねるだけの考えでいいのかどうか、更なる川俣の健康対策について、ひとつお尋ねをしておきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま、モニタリングの結果によるその後の対応ということでございますが、私のほうから空間線量のことで申し上げたいと思いますが、先程来、町長のほうからも申し上げておりますけれども、車によるモニタリングやった結果、いちばん高いところが2.18ということで、その後、本部のほうと、また近畿大学のほうの応援もいただきまして、その場所とかを詳細調査した結果、例えば道路の形状によって雨水がそこに集まるので高かった場所とか、また、道路を造る場合に切り土で作って両側に法面がありまして、あと、そこから放射性物質が道路の中央部に出ているんじゃないかというふうな、そういった結果までは分かっておりますけれども、それで国のほうと県の原子力災害対策本部のほうで、現在、例えば福島市などでは詳細調査をやっているということでございますが、川俣のような2.18という段階ではやらないというふうなことで、あくまでも3マイクロシーベルトですか、3に近い段階で詳細調査をやるということで、現在までの川俣の調査の中では国ないし県の災害対策本部のほうでは詳細調査をやらないというふうなことで回答はいただいておりますが、ただ、その後いろんな気象条件とかによっても、そういった値が変わることも考えられますので、町のほうでも今後ともしっかりとしたモニタリング調査をやりながら、ある程度そういった高い値が出るような場合は、また詳細調査も含めて国、県のほうの災害対策本部と協議しながら対応していきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） あくまでも、何のためにモニタリングをし、そして住民の方々の健康管理をいかに守るかというふうな前提に立ってモニタリングもされていることと思うわけですし、特に山木屋地区の皆様方は先行してホールボディカウンターの調査を得たということでございますけれども、山木屋地区でも、まだ常時線量の高い所に避難するまで生活をし、そこで被曝されている方も相当あるわけですが、そういったモニタリングの判断基準を住民の安心材料に持ってがせる、健康管理、

あるいは先行して随時、我々の考えでは、引き続き一般の方々にもホールボディカウンターの日程が明示されるものというふうに判断しているわけですが、いまだに高い線量を保有している方々についても、全然これらの日程も明示されていないということは、どのような考えの下に進行しているのか、明確にひとつお答えいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

県において現在、予算も含めまして、今後ホールボディカウンターの導入を進める予定でありますので、山木屋で、まだ内部被曝検査を受けてない方も含めまして、川俣町民の受診が早急に進むように今後強く要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 県、県と申しまして、心配しているのは川俣町民だということをお忘れなく答弁していただきたいわけございまして、県では8月中に県民の基本調査を問診票を配り、それらに記入をしていただいて、それを判断して、必要な方からやるというていたにもかかわらず、全然進んでないというのは県との連絡協調はどうなっているのか。あるいは県がやらなければ川俣町は積極的にそれらに荷担していかないのかどうか、それで健康を守れるのか、町民の安心が委ねられるのかどうか、その分野までひとつ返答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

福島県で行います健康管理調査の前段の基礎調査につきましては、山木屋地区の皆さんに7月上旬に調査票を送付いたしまして調査を山木屋の方を皮切りに実施をしたところでありまして、それ以外の町民の皆さんにつきましては、この調査票の印刷発送につきまして8月下旬から順次開始するという事で、町では県と打ち合わせを行う中で、8月上旬に健康管理調査を担います医大の県民健康管理調査事務局のほうにデータとして住所、氏名、生年月日等のデータを提出しております。まもなく、この基礎調査、川俣、山木屋地区以外の方につきましても届く予定になっております。心配がないように、県の健康管理調査の事務局のほうと連携をとりながら、しっかり県民の全体の健康管理調査を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） ここで質問の趣旨は、川俣町民の健康維持に対する質問でして、県民全部の質問をしている内容ではございませんので、その辺履き違いないで、本当に川俣、そして回答の中には、山木屋の皆さんにはやっていただいたと、本当に山木屋の皆さんにはやっていただいているんですか。やってないわけでしょう、まだ。そこをどういうふうに優先的にやっていただくのかということと、もう一つは対策本部の係のほうにお伺いしますけれども、現在モニタリングで感知しております放射能、これはセシウム134とセシウム137が検出されておるわけでございますけれども、

この放射線は、どっちが、どういうふうに強くてどうなるのか。どれだけの内容になっているのかのお答えもいただきたい。そういった認識がなくては、本当に放射能が危険だ、あるいはこのぐらいの被曝量では安心だというふうな結論には至らないわけでございますので、再度その２点について、ひとつ回答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

県民健康管理調査の前段として行います基礎調査につきましては、山木屋の皆さん全員対象に調査を進めているという先ほどの答弁でございました。全員対象は基礎調査のことでございます。また一方、昨日も答弁の中で触れておりますけれども、甲状腺の超音波による調査ということで、これにつきましても山木屋の０歳から１８歳の方、対象が１８１名になりますけれども、この方につきましては、来月の日曜日、土・日・祝日、延べ５日間にわたりまして医大のほうで実施するというところで、これも甲状腺の先行調査ということで、しっかり対応してまいります。この調査につきましても、県のほうと打ち合わせ済みであります。

それから、セシウム１３４につきましては、半減期が２年ということで、セシウム１３７につきましては半減期が３０年ということで、かなり長く存在するという形になっています。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） そういうふうに具体的な日程があるもの等については、はっきり明示をし、該当者には早めに連絡しておくことが大事でございまして、それと、ここで心配になりますのは、原子力の１号機の水素爆発から以降、ほとんどの方々が日誌や何かを付けていないというような現況に直面しておるわけでございますので、主だって工程表を付けて、その間診票に、ああ、このときはこういった状況にあったけれども、おれはこういうふうな作業をしていた、あるいは屋内にいた、室内にいたというふうな判断材料もできるように、ひとつ親切丁寧に誘導するのが適切であると思うわけでありまして、是非そのような対策をとっていただきたい。

それと、セシウム１３４と１３７については、半減期は今表現あったわけでございますけれども、放射線として、どれだけのミリシーベルトで今感知しているわけでございますが、どっちがどうなんだ、そういうことも対策本部をやるからには、そういった基礎的な知識も必要であろうと思うわけでございますので、それらの明確な、ひとつ回答をいただきたい。それによっても、安心材料は違う方向が展開するわけでございますので、そのことを再度質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問について、その放射性物質、セシウム１３４と１３７の割合というようなことでございますけれども、一般的に国のほうからのデータで我々のほうに周知されておりましたのが、１３４、１３７が１対１とか半分ずつであろうというのがきておりましたけれども、また、先日、ちょっと発表された研究者の方の名前とか忘れちゃったけれども、先日新聞紙上とかで発表されまし

た方の研究報告結果によりますと、134が7割以上、あと137のほうが少ないということで、その締め括りとしては、やはり早期の除染が大変半減期の長い134が多いので早期の除染が大変重要だよというふうなことで、研究の発表をされているのも目にはしましたけれども、そういった状況で、基本的には半分ずつというんですか、1対1ぐらいの割合だろうということもございますが、また別な研究者の方は、134のほうが多い、7割程度というふうな研究の発表もございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それらの内容については、各大学で相当山木屋地区に調査に入っている機関がございます。特に近畿大学等では、全面的に川俣町の放射能対策について支援するというので、いろいろなデータ、いろいろな分析をされておるわけでございますので、そういった機関を適切に活用いただきまして、誤解のない正しいデータを、まずもって町民に知らせ、そして健康管理に十分注意されていくように、これは要望になるわけでございますので、再度そういった調査機関と連絡を密にして対策をとっていただきたい。

続きまして、2番に入ります前に、今度は、この放射能について教育の現場では、どういうふうに児童生徒、あるいは父兄に指導しているのか。例えば、飲み水でありますならば200ミリベクレル以上、あるいは食べ物でありますならば500ミリベクレル以下であれば、当面ですよ、健康に被害がないというふうな表現になっておるわけですが、その当面のとらえ方は生徒、あるいは父兄に対して、どういった表現で説明し、本当に当面であれば、だったらば7年後にがんの発症になる、いやいや白血病の発症になる、あるいは8年後になんだ、がんの発症になるというふうな表現がしているのかどうか、そのこと等について、ひとつ教育の現場からの放射能に対する教育のあり方についてお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

この放射能の問題は議員も先ほどからご指摘のように、大変保護者にとって非常に深刻に受け止める保護者と、まあ国の示す基準はこういう状況なので、これとまあ付き合っていくほかないわという様々な保護者の意見がございます。教育委員会といたしましては、ただいま議員ご指摘のように、例えば空間線量の安全な値は何か、あるいは校庭の土壌の安全な放射線量はどこまでか、あるいはまた、校舎内の空間の放射線量はどのぐらいが安全か、そして、また、給食提供しております食品の安全基準はどうかというような、それぞれの基準について具体的な指導をすることは差し控えております。じゃ、どのように子どもたちに、そして保護者に通知をしているかといいますと、既に昨日もご答弁申し上げましたように、国の基準が変わりますので、その都度その解説と、そして今、川俣町が置かれている子どもの学校における放射線量はどのぐらいかと、これが健康に本当に影響を及ぼすのか、及ぼさないのか、この状況等についてはすべての保護者に通知文をもって理解をいただいております、こういう状況

であります。したがって、一口で申し上げますと、学校生活においては年間1ミリシーベルト以下に抑えることが国が今のところ安全だといっているわけですので、このことについて保護者に周知徹底をしているところであります。

また、食品の安全等につきましても、大変神経を使っておりますが、表現としては300ベクレルとか200ベクレルという数字は使わずに、本町の場合には当分の間安全が確認されるまで地産地消、いわゆる地元の食材は使用いたしません。現在使っているのは、文部科学省の外郭団体であります福島県学校給食会の食材を調査の結果、線量が探知されないという品物を使っておりますという表現で通知をいたしておる所であります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうすると、あくまでも教育の現場においては、そういった常識的な表現きりされていないと。このベクレル以下であれば絶対大丈夫だというふうな表現はされていないというふうなことの確認をさせていただいたわけでございますので、なお一層子どもたちの健康、あるいは基本は、低線量であっても遺伝子が破壊される、あるいは、現時点で生産されている方々は、それで結構だろうと思うわけでございますが、内部被曝、あるいは外部被曝等についての線量は、体四方八方どこでも、これ放射線は通すわけでございますので、そういった、しいていえば自分の代でない、孫の代、あるいは代々の次期の世代に突如として、これが原因で発生するというような可能性もあるわけでございますので、教育の現場では十分に、そういった配慮をしながら教育にあたっていただきたいというふうにお願いをします。

次に、除染対策でございますが、これも同僚議員、前段で数々の除染対策等については質問がなされておるわけでございますが、川俣町の場合は、大きく分けて2つの除染の方法が強いられるわけでございまして、1つには、年間20ミリシーベルト以上の山木屋地区につきましては、国が全責任を持って除染するんだと。それと、昨日のこれらのスケジュール等につきましては、今月中に計画をし、これはモデル除染でございますけれども、計画をし、そして10月からは本格的に除染に入るというふうな説明があったわけでございますけれども、それ以外の年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルト以内の地域については、自治会、あるいは行政区長等を通じながら、これらの通学路、あるいは優先的には通学路を指しているわけでございますけれども、それらの自治会なり、あるいは事業体を設置したところに50万円を差し上げるんだと、それによって、やってくださいというふうなことで言われておるわけでございますけれども、前段でも言うておりますように、13か所の汚染物の堆積場、保管場所がいまだに決まってない中で、やれやれと言って、適切にこれはできるのでしょうか。これらも、もうここまできては一日も早く除染していただくことが先決問題でございますので、いつころまで、そういった対策については確立にできるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 今、自治会や行政区等とお願いしているというか、協

議、ご相談申し上げているのが、いつ頃までにということでございますけれども、昨日もお話ございましたが、数件、申請が上がってきておりまして、それぞれ仮置き場の問題、本当に大変な問題といたしますか、なかなかはっきり、ここがいいというふうに決まらない状況等がございまして、まだ、すべてが決まっているわけではございませんけれども、例えば学校の場合も、きちんと遮水シートをやりながら、あと最後には下から掘ったきれいな土を、例えば40センチ、50センチを埋め戻して、上にかぶせることによって、国のほうの実験の中では30センチで、土であれば98%遮へいされるということでございまして、それをもっと40と50を、その上に覆い被せれば、ほとんど0にはならないとは思いますが、ほとんど放射線が出なくなるというような状況もございしますので、やはり保管の方法は、あくまでもこれは仮置きではございますが、保管の方法についても、やはり、もっと丁寧にきちっと説明をしながら、やはりそんなに危険はないという言い方はないでしょうけれども、実際、学校の方でもやっているようなやり方で、やはりきちっと、仮置きであってもきちっと対応するというようなことを申し上げながら、やはりご理解をいただきながら、その仮置き場というのを決めながら進めてまいりたいと考えておりまして、ただ、次期につきましては、やはり、これまでも時期おきますと、今9月で、だんだん寒くなりますので、やはりそんなに遅くならない時期といたしますか、あと先ほどいった1から20ミリシーベルトの関係の今回側溝とか通学路がメインですけれども、その後の除染の関係の打ち合わせなり、計画の関係も10月中にございますので、そういったものと併せながら、やはり遅くならない時期に、やっぱりきちっと除染ができる時期にきちっと対応できるように今後ともよく十分に協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それでは、前に進まないわけですね。例えば、もう校庭は除染したといいましても仮置き段階で、地下を掘って耐水シートを敷いて、上にも耐水シートをかぶせて、上に土を上げればこれで安全だ、仮置きであっても安全だということとは言えないわけですので、現在はガンマ線がどんどん出ているわけでございますと、ガンマ線というのは何メートル飛ぶのか、あるいはガンマ線は何を通すのか、そういった的確な判断の下に、より安全であるというようなことを表現していただきませんと、これは元来、法律違反になっているわけですので、行政が率先して法律違反をしていいのかどうかというふうな判断にも立って、しっかりした対応で臨んでいただきたいということを申し上げます。

それと併せまして、山木屋は昨日の相談で、モデル実施場所を選定し、これから現実的に入るというようなことでございますけれども、この20ミリシーベルト以下の地帯については、モデル地区を設定する気があるのかどうか、是非していただきたいと思うわけですが、そのことの答弁をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、1ミリから20ミリシーベルト

以内の地域のモデル地域設定の関係でございますけれども、例えば山木屋におきましても、どういう方法の除染のあり方がいかということで実証実験とやるようなこととなっておりまして、その実験の結果、こういう方法で全地域、全地域といいますか、その汚染の度合いによって進めようというふうな結論が出されるかと思います。１ミリから２０ミリシーベルトの間の地域におきましても、やはり場所によっては汚染の具合も違いますので、やっぱりいろんな方法で実証実験等のような、実験というか、どういう方法がいかを探るような実験をやりまして、それで、やはりこの地域はこういう方法というふうなことで最終的には結論が出て、それで進めることとなろうかと思っておりますので、そういった実験はやはり必要なものと考えておりますので、そういった実験をどういう地域でやるかも含めて、今後のその除染計画の中に網羅しながら対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） 的確にもう少し認識を持って返答していただきたいわけですが、いいですか。町長の先ほどの前段の答弁では、ほかの町村より進んでいるんだと、川俣は。何進んでいるんでしょう。この除染を一つ取っても、伊達では、もう既にやっているんですね、モデル実験。そして、伊達の市長は何と言っているかといいますと、各家庭も除染は行政が責任を持ってやると、森林の伐採もやるんだと、こういったことをもう７月の段階で明言をされてございます。川俣町は、何一つ除染についても、たかが仮置き場１０平方メートル面積がどれだけの膨大な面積が分かりませんが、１０平方メートルの所に、そういったものを仮置きできるのかどうか。伊達の結果、甚だ申し訳ございませんけれども、モデルでやった汚染された土壌、あるいは汚染された樹木、汚染された植物、そういったものが３５トンもある。３５トンですよ。前段では下の方をやって、あと後段では山木屋のこと等について再度質問はしますけれども、そういった莫大の量を１０平方メートルぐらいで処理するぐらいの小っちゃな、全然線量の下がらないようなやり方で満足するのかどうか、その辺の回答もいただいております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今の質問のようなことがいちばん心配しているんですよ。伊達市がやった、川俣がどうだとなりますよね。伊達市でやっているのは、モニタリングをして、ホットスポットと言われてる所をやっているんですよ。川俣は先程来答弁しているように２，１８ですから、やる必要がないんです。現時点では。何回もやって検査しているんです。もっと先ほど答弁しております。でも、それだけではまだまだなんで、もっと、その調査についてはしっかりやっていくという答弁をしておりますけれども、現時点で伊達市も福島市もやっている車でやった、モーターで走った、その後のことについての結果ですから、福島市も伊達市も。川俣町のその結果は皆さんにお知らせしています。それは２．１８なんです、あそこは３出ているでしょう、新聞にも。小国や何かも。

ですから、それを、これは特定避難地点とかということでやっているんですよ。ですから、それは特別な所の実施をモデルに。私は、ああいうことをやると川俣だって今議員言われるように、みんなから、どうなっているんだと言われますから、そうなる、何も考えないでいれば、あ、川俣まだやってないと言われるんですね。しかし内容は、そういうところでもありますので、ひとつ、その点だけは理解していただきたいと思います。ただ、言われるように不安を持っているわけでもありますから、私どもも先程来指摘ありますように、モニタリングをもっともっと増やせということで言われております。適切にやれという。ですから、まずは伊達や福島がやったように、あるいは原町がやっているように、車でやってなかったから今度は車で徹底してやってくださいと、いうことでお願いしてやっていただきました。ですから、決して私どもが、そういうことで取組まないというんじゃないで、現時点では、そのようにやるあれがないということでもありますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。なお、遺漏のないように、これは取組んでまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） その通学路等においても、川俣町においてもホットスポットがありまして、3マイクロシーベルトぐらいの所もあるわけですが、それにはモニタリングの数字としては出てないわけなんで、そういったことについて、やっぱりもっとモニタリングの詳細も、モニタリングの方法も、モニタリングをやっている場所を見てみますと、もう与えられた所しかやってないんですね。一步、1メートル先に行くと3マイクロシーベルトだ、あるいはそこのがれきは4マイクロシーベルトぐらいあるというような地区があるにもかかわらず、そういった平然と構えているところに遅れる最大の要因があらうということで、あえて指摘をさせていただきましたので、それらの対策には万全を期していただきたいというふうに考えます。

それと、20ミリシーベルト以上の地域、山木屋地区を指すわけでございますけれども、山木屋地区も20だ、30ミリシーベルト以上の地域、あるいはこっちの平坦部より低い地域もあるわけでございますが、あくまでも計画避難として避難した地区は、全面的に国が責任をもってやらせるわけでしょうけれども、そういった関係。国にやってもらうのか、川俣が自主的に被害者の立場に立ってやらせるのかの二者択一する場合は、どちらを優先して川俣町は取り組むのかについて確認をさせていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 計画的避難区域という指示を国のほうから出されたわけでありまして、私らは国にそれはやらせるのが筋だと思っていますから、これは国です。

そのようなことで、今後取組む考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） また、よその事例を出して恐縮でございますけれども、いち早く飯舘村は除染に対して2,000億円もかかるんだというふうなことをぶち上げているわけですが、これは、やはり地域が先行して国の認識を求め、そして、東電に対す

るそれらの膨大な費用がかかるということを認識させるために、具体的に細かい除染に大した場合有利性を求めての私は計画ではないかというような考えを持っているわけでございますので、川俣町も、従来にも山木屋の除染は従来にも増して住み良くするんだ、そして、全員が帰ることができるように頑張るというふうな表現がなされておるわけでございますが、果たして今アンケートも何も取ってないので分かりませんが、山木屋地区の若いお母さん方、子どもらの心境というものは計り知れない心配があるわけございまして、おそらく町長が一生懸命頑張っても、果たしてどれだけの方々がふるさと山木屋を求めて帰ることができるのかどうかというふうな判断も今からしていただきまして、それらに対しまして強力なひとつ支援をいただきたい。

あるいはこれもやはり、その主役となるのは所属の町村きりないわけですし、国だって山木屋地区の物理的な構造、あるいは地形的な構造、全然分からないで計画をされていると思うわけでございますけれども、そういったことについては、これらの主役は、あくまでも川俣町が担うんだというふうな強い信念の下に対処していただきたいというふうに、このほうはお願いを申し上げておきたいと思います。

時間の関係もございまして、端折って以下の質問をさせていただきわけでございますけれども、自主避難者に対します対応、これは8月25日で県が公表されておるわけでございますけれども、福島県から46都道府県へ5万5,793人、山形へは、その中でいちばん山形が多いわけでございますけれども、1万570人、東京に6,870人、そうなりますと、川俣は4番議員の質問でもありましたように、39人が他地区に避難をしているということでございまして、ましてや昨今の情勢の中では、人口減というふうなことが行政を運営するに非常に今後の地域の活性化、あるいは地域の振興のためには欠くことができない代々末々の子どもたちでございまして、こういった自主避難されている方々にどれだけの援助をしていくのか。あるいはこういった方々に援助する気があるのか。やはり今が大事だと。川俣町から避難したけれども、川俣町からは何の援助もない、何の連絡もない、何の情報もないでは、川俣町に対するイメージが低下するのではないかという気がするわけございまして、それとですね。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○9番（新関善三君） 父兄が子どもと勝手に避難しておりますと、何ら恩恵に属することはできないわけでございますので、例えばそういった家庭に交通費は支給しますよとか、あるいは生活必需品ぐらいは支給するとか、あるいは予防接種や何かは制度的にはこれはできるんでしょうけれども、給食費の問題等々の手続きもスムーズにいくように、行く前に、川俣町のそういった施策にのっとっていくことが、川俣町も出て行った方々のコントロールもできやすいわけですので、そういった手だてを今後早急に、これは検討でも結構でございますけれども、検討するなり実施する項目があれば、ひとつお答えをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9 番（新関善三君） そうなりますと、本当に川俣住民を戻す気があるのかどうかのバロメーターにも関わってくるわけですので、是非対応をしていただきたいというふうに考えますので、それと、前段でもいろいろと前段の議員からも言われましたように、放射能対策室、この対策室のあり方、今何が必要なのか。検討する、検討するで、何回もそういった答弁をいただいておりますけれども、まず1つには、除染なら除染、責任を持ってやる。あるいは健康管理、健康管理をどういうふうに確立していくのか。これも専門分野でないとできない部分があるわけですので、それと、最後には賠償問題、こういったものを対策本部では、町長直轄でもやらせるぐらいの気持ちで対応していきませんか、国がこう言っている、県がここまできりできないといったのでは、全然町民のためにはならないわけですので、そのことを、まず肝に銘じていただきたいということと、あと、もう1つ、これはやってもらえばいいんですから。

あともう1つは、先ほど食品衛生上の問題で、食品検査機器を導入するというようなことでございますが、それと併せまして、国では学校給食の食材の検査強化をする。これは既に好評になっておりますね。そうなりますと、給食センターでもこういった検査機器を導入するものには、積極的に補助金を出すという制度になっておるわけですので、これも後手後手に回りますと今年中に間に合わないことも多々あるかと思うわけですので、一日も早く、学校給食会にだけ依存することなく、地産地消も並行して、安心した食材であれば児童も安心できるわけですので、是非導入することをお約束いただきまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で9 番議員 新関善三君の質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は2 時1 5 分といたします。

（午後2 時0 0 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2 時1 5 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1 4 番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○1 4 番（遠藤宗弘君） 1 4 番 遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた町民の声の中から、今回、大きく3 点について当局の考えを質してまいりたいと思います。私の質問が、今期の議会の最後の質問ということになるわけであります。寄席ならばとりということで、大変光栄なことであるわけですが、これは単にくじ運が私が悪くて、最後のくじを引いただけだということであります。まあ、寄席の話をしたのも、ただ単に言ったわけではありません。この間に、国政の場では、正に寄席にも上がらないようなひどい事態が起こっています。野田内閣がどじょうだとか、また、経産大臣が放射線をうつすとか、全く寄席にも乗らないような、全く話にもならない、しゃれにもならないことがこの国会の場で

やられている。これは非常に残念なことであります。国民が東日本大震災で苦しんでいる中で、首のすげ替えがやられ、野田新政権が作られました。しかし、この野田内閣は、内閣を作る前に正に前例のないことです。内閣を構成する前に、自民党、公明党の党首と会談し、3党合意を守りますと誓約し、公約である子ども手当を廃止し、高校授業料無償化を見直すと、民主党の看板政策を全部見直し、更に3党の枠組みで法人税の減税を一緒に進め、復興増税も一緒に進める協議機関を作るといふ、民自公3党の翼賛体制を進めようということを今、こういう形で動いてきているわけでありまして。更に、野田首相は、日本経団連の米倉会長と会って、経団連も入って国家戦略会議を作って、庶民増税を進める約束をしているわけでありまして。野田新政権は、民自公の3党翼賛体制、財界直結内閣となったということは、看板は民主党政権でも中身は自民党になった。2年前の総選挙で民主党は、自民党政治を変えなければと政権交代したわけですが、アメリカ財界中心の政治という土台が変わらないために、結局言われている3代目で野田首相は自民党政治に帰ってしまったわけでありまして。国民の生活が第一と言いながら、実際は財界第一の立場を捨てられないから、突然消費税増税やTPPが出てきたりする。アメリカ財界中心という2つの根っこを本当に国民中心に切り替えないと政治が良くならないことを実証したのです。この2年間のこの実証期間だったのではないのでしょうか。このような国政の変化の中で、原発事故からどのように町民の暮らしを守るかが当局に課せられた大きな課題だと考えているわけでありまして。

そういう立場から具体的には、第1点として、避難町民の救援を強めろという問題を提起したいと思います。東京電力の原発事故により、自主的に他町に避難されている方が、前回の議会の中では29世帯、72名と先の議会で報告されましたが、9月1日現在ではどのようになっているのか。先の議会のときには正確にはつかまれないということで報告があったわけですが、自主避難の多くは子どもの安全を考えての避難だと思えるわけでありまして。そういう町民の感情を正しくつかむならば、町の行政機関で正しくつかまれないなどと言っているのはおかしい話です。人間の出生から中学生ぐらいまでの子どもの動態を調査すれば、子ども教育が調べれば、正確につかむことができるのではないかと思います。保育園から生まれるのは、子どもが身ごもれば、保健福祉課でちゃんと母子手帳を渡すわけですから、この動きをきちんと町がつかめないと言っているのは、おかしい話です。当局のこういう点で、正しく数字をつかんだうえで、どこに避難したのかをつかみ、避難した町民には、きちんとした町としての救援の体制を取っていくことが必要なのではないかと考えるわけですが、これらの点について、町当局の考え方を質してまいりたいと思う次第であります。

2つ目の問題は、役場庁舎の早期建設をという問題であります。同僚議員から何人かからこの問題が提起されております。3月に役場庁舎が壊れてから公民館に移動して業務は続けられているわけですが、いまだに壊れた庁舎は手がつけれない。町民にとっては中央公民館は使えない。体育館も何回も予算を取っても直らな

いで使えない、野外は放射線で汚染されている。町民にいつまで我慢を強いている考えなのか、当局の考えを質したいと思います。庁舎が使えないならば、一日も早く取り壊して、一歩でも二歩でも前進するという、町の姿勢を町民に示す必要があるのではないかと考えるわけであります。庁舎建設の体制の問題、これから造ると今頃半年も経ってから体制を作るということを今、言っているわけですが、まあ庁舎は確かに町のシンボルですから十分な体制を取って作らなければならないと思います。しかし、この問題についても、今、町の幹部職員は非常に忙しいということで何も手がつけられないでいるのだと思います。だとするなら、庁舎を使用するのは幹部職員はせいぜい10年と使う幹部職員はいないわけですから、これから20年、30年と町の庁舎を使う若い職員の力によって、未来の庁舎を造る体制を作って、使いやすい庁舎にしてはどうかと考えるわけであります。このように庁舎問題ひとつを取っても半年もかかって一歩も手が出せないというようなことでは、こういう役場にいつからなったんだろう、非常に残念でならないわけであります。もっとも福祉センターなどを見えますと、臨時議会を開いて予算を取っておきながら、一向に指すらふれられない。あれは解体をするということになっているわけですから、町の中で業者を選定して、きちんと業者に依頼さえすれば、業者は必ず解体はしてくれるものと思っています。これすらわざわざ臨時議会を開いて予算を取っても、次の定例会になっても手もつけられない。こんな体制の役場にいつからなったんだろうと、私は非常に残念でならないわけです。こういうことのないような体制を強めていただきたいと思うわけであります。

さて、3つ目の問題です。町は東京電力に賠償請求をしろという問題であります。原発事故により川俣町は大変な被害を受けましたが、これらすべてが東京電力が加害者でありますから、すべての損害を賠償させなければなりません。川俣町はいくら東京電力に賠償請求したのかをお知らせ願いたいと思うわけであります。町長は口を開けば、あの原発事故で6,000人もの人を受け入れたと。6,000人もの人を受け入れる。これは人道上、これはやむを得ないし、当然やってしかるべきだと思います。これにかかった費用は、すべて原発を恐れて避難した人を救援したわけですから、すべてのかかった費用は東電に請求すべきものだと思うんです。ところが、決算書の一部をちらっとこう見てみると、町の職員が携わった人件費などというものは全然請求をした形跡がないんですね。あれだけの人数を救援するために、町の職員は町民サービスをすべて放り出しながら救援に当たったわけですから、この費用というのは、当然、東京電力に請求してしかるべきものだと、私は考えるわけであります。今度の議会の中でも、そういう点で原発対策室の強化の問題がなされてますが、川俣町には原発対策室なんかというのは要らないはずなんです。東京電力が要りもしないごみを川俣にばらまいたから、そのためにこういうわざわざ特別な部屋を作らなくちゃならない。この費用は、すべて東京電力に請求すべきものだと私は考えますし、この対策室では間に合わないから対策課にしろと言うのであれば、原発対策課として応分の人数を揃えて、この費用もすべて東京電力に請

求するんだと、このぐらいの気迫がなければ、町民の損害を救っていくということではできないのではないかと思います。先の議会でも、私は、町が独自に損害賠償を請求するための対策室を作りなさいという提起はしました。対策室はできましたが、これだけでは到底できないと思います。だから、対策室を作って費用がかかると言うのであれば、その費用は、すべて東京電力に請求する。こういう立場を堅持して、弁護士もちゃんと揃える。そういう形で対応に当たらなければ、町民の損害は取り返せないと思うものでありますので、この点についても町当局の考え方を質しておきたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

第2点目の役場庁舎はいつ頃建設する考えか。庁舎建設の体制は若い人で組織すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、昨日、10番 黒沢敏雄議員の質問をはじめ、議員各位の質問の中で答弁いたしましたとおり、現在は、最初の工程であります基本構想の作成に向けて、庁内の検討委員会を立ち上げる準備を行っている段階であります。この庁内の検討委員会は、各課職員等から選出した十数名で組織し、まず、基本構想等につきまして調査、研究を行う必要があると考えております。その後、外部の有識者、町民の代表者等も含めた検討委員会を組織し、ご意見をいただきながら基本計画の作成に当たりたいと考えております。その計画の中で策定されるスケジュールにより、建設の時期も提示できるようになると考えております。なお、この庁内の検討委員会には、各課職員等から選出した十数名で組織したいと考えておりますが、これからの川俣町を担う若い職員も参画させ、様々な視点から意見を取りまとめていきたいと考えております。

次に、3番目、町は東京電力に賠償請求をの、川俣町はいくら東京電力に賠償請求したのかについてのご質問でございますが、町では、原子力災害の対応で負担してきた経費について、災害救助費対象経費や補助事業対象経費などを除き、山木屋小中学校の仮設教室などの整備費用として643万8,000円、浄水場のろ過地被膜工事費などとして315万円、学校施設等の除染関係費用として1,532万9,000円、避難所への誘導等の費用として159万円、小学生等自然体験活動費用として321万7,000円、食品等放射能測定システム関係費用として491万5,000円、災害広報発行関係費用として28万4,000円、被災者見舞金として1億5,320万7,000円の合計1億8,812万460円の請求を原子力発電所事故に伴い発生した経費の早期かつ的確な補償に関する要求書とともに、東京電力に提出をしております。今後も原子力災害対策に伴う費用が発生した段階で、随時請求を行っていくことにつきましても、要求してまいったところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 神田教育長。

○教育長（神田 紀君） 14番 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目のご質問、避難町民への救済を強めよの1点目、9月1日現在の他市町村への自主避難者は何人いるのか。自主避難の多くは子供の安全を考えてのことだと思う

ので、出生から中学生までの調査をこども教育課がやれば、正確につかめるのではないかのご質問にご答弁申し上げます。

他市町村への自主避難者につきましては、総務省が取り組む全国避難者情報システムを活用し、本町から自主的に町外に避難した世帯等の状況の把握に現在、鋭意努めているところでございます。9月1日現在における自主的に避難されている方の登録状況につきましては、県外の20都県へ42世帯、102人が避難者情報システムに登録されております。また、教育委員会におきまして把握をいたしております区域外就学等により、県外及び国外へ自主避難している児童生徒数につきましては、9月1日現在で小中学生39人、幼稚園児7人、保育園児13人、合計59人となっております。教育委員会といたしましては、今後とも自主的に避難された方々の世帯数及び人数の把握に努めてまいります。

次に、2点目の避難した町民に対する子育て支援を行っていく必要があると考えるがどうかについてのご質問でございますが、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災並びに原子力発電所の事故により、本町の一部が計画的避難区域の指定を受け、多くの町民が被災し苦しんでいることは、ご承知のとおりであります。特に、本町は放射能汚染の脅威に脅かされ、山木屋地区の皆様は、住みなれたふるさとを離れ、避難生活を余儀なくされております。このことに加え、自主避難された方々に対する国の明確な支援基準が示されていないことが、問題を深刻化させている要因でありますので、責任を持って何らかの支援策を講じることが、国の役割ではないかと考えております。教育委員会といたしましては、4月当初から区域外就学児等に対して、避難先の子ども達が不安を抱かぬよう情報の収集に努め、避難先の学校と連絡を密にし、きめ細かな対応をしてまいったところであります。各小中学校が実施いたしました調査等によりますと、県外に避難している児童生徒及び保護者との連絡はしっかりと行われており、元担任教師やクラスメートなどの手紙の交換も行われております。避難先の児童からは、「早く川俣町にもどりたい」「友だちと一緒に再び学校生活を送りたい。」など、避難先での子どもの切実な叫びが伝わってまいりました。本町の先生方の中には、避難先の児童からの手紙に涙を浮かべ、児童の心境を思いやる場面もあったとの報告を受けております。このような状況を踏まえ、町教育委員会といたしましては、本町の小中学校から県外に避難している児童生徒の避難先に、直接関係教員が出向き、家庭訪問や学校訪問を通して、避難している児童生徒の心のケアに努める必要があると判断し、福島県教育委員会に対しまして、県費負担による旅費等の特別配当を強く要望いたしましたところであります。また、自主避難をされた保護者に対しましては、避難先の保育園等に入園を希望する場合は、避難先市町村と連携を図り、川俣町と広域入所契約を結ぶなど、保護者の生活の安定が図られるよう、積極的に対応をいたしておるところでございます。なお、現在、総務省が特例法といたしまして避難住民に対する行政サービス提供等について検討がなされておりますが、今後、これらの制度を踏まえ、避難先での子育て支援サービスの提供に、どのように応えていくべきか検討してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 1番の問題、避難町民への救援を強めよという問題では、先の議会では29世帯、73名という報告を私は受けているわけですが、9月1日現在で42世帯、102名が避難先にこれは登録しているわけですね。そうすると、登録している方は、この中に小中学生は全部入っていることなのか、これは別枠なのか、その辺を確認しておきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

このシステムへの登録は任意でございますので、避難された方すべてが避難先の市町村へ避難先等に関する情報を提供した場合にのみ、この情報がシステムに登録間されますことから、実際の避難者数は、これを上回っているものと考えられます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 実際に何名避難しているのかを私は通告でもってお尋ねしているんですよ、町当局に。それで前の議会でも実態が分からない、つかめないんだという報告を受けていたものですから、この出生者から中学生ぐらいまでを対象に学校や保育園、その他で調べれば調べられるでしょうと、子ども教育課という制度があるんですからという提起をしたんですよ。そうならば、より充実した避難者の数がきちんとつかまれて報告を受けられるものと思って今日、登壇したわけですが、その辺について、まず、お尋ねしたい。正確に今、じゃ何人避難して、何世帯、何人避難しているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま教育長から教育委員会におきまして、把握をしております人数についてご報告を申し上げます。これは教育委員会が独自に9月1日現在でつかんだ数字ということでご理解を賜りたいと思いますが、ただいま申し上げましたように、小中学生39人、幼稚園児7人、保育園児13人、合計59人となっております。基本的には幼稚園で申し上げますと、7人、7世帯でございます。保育園で申し上げますと、13人、9世帯となっております。このような数字の中で、現状、9月1日現在で把握してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは議会と町当局との関係というのは、私ども議会の方では一般質問というのは、基本的には町長にきり出せないんですよ。各課がつかんでいるかつかんでいないかいちいちどの課に質問しますなんかいう権限は私にはないんですよ。だから、町長に質問書というのは全部出すんです。だから、当然のこととして、庁舎全体の力量でもって正確な数字を私は答えていただけるものとして、今日、登壇したので、私の方でつかんでいるのはこうだ、ここでつかんでいるのはこうだということを私は質問しているわけではありませぬので、川俣から避難している方は何世帯

で何人になっているのかを教えてくださいたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 休議しますか、大丈夫ですか。町長。

○町長（古川道郎君） ただいま遠藤議員から質問ありましたがけれども、先の6月議会でもその話を私も承っております。その中では、せめて把握できる最大に努めていますと答弁をしたと思っております。その中でいわゆる一般の方については、登録制度が動き出したばかりでありました。その後、今度動いて先程来答弁しているように、行政サービスが行えるようになっておりますので、今、登録についてはそれぞれ奨励しながら広報で流しているんでありますが、そのほかの把握については、各地区の中で、行政区の中でどれくらいの方が避難しているかと把握することのとらえ方についてやっていたんでありますけれども、これがなかなか進まない状況であります。と申し上げますのは、個人のことでありまして、意外とここで見えないようだけれども、どうですかとは言いつらいというようなこともありまして、いる状況もこれ言い訳ではないんですが、現実はそのようなことがありましたので、これから先程来質問あるようなことについても大事なことでありますから、更にまたそれを報告をしながら、この登録だけじゃなくて、まず、登録してほしいですから、それをより深めていきたいと思っておりますが、現状この間の経過などそういうこともありまして、先ほど課長が答弁申し上げましたが、全部の数字ではないと思うということはそういう意味でございますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、質問にありますように、子どもたちの件については、これは6月ころ言われたとおりでありますから、教育委員会として全部把握できますので、学校の現状から言えばですね、クラス見れば分かるわけであります。これについては、早くやろうということでやっていただきまして、今日のこのような数字になってですね、今、子どもたちの連携、心のケアも含めた対応、対策を取るということで進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、全体のことについてはご質問のとおりでありますので、これからも工夫をして広報しながら把握に努めていく考えでありますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この問題は、事が起こったのは3月11日以降ですよね。6月議会の時点で、川俣から避難している方は何名なんですかということで、これは正確につかまれないというのもやむを得ないというのは私の考えでした。それから3か月経って、調査の手だてまでは私は一番質問に書いて、こうすれば、まずは子どもについては調べられるでしょうということで、子どもを中心に避難しているはずですからここで調べてくださいということでお願いしたんですね。それであともう1つは、私も一般質問の原稿に書かなかったのは悪いんだと思うんですが、保健福祉課で、保健センターのほうで生まれてからの、妊娠してからの生まれるまでの子どもさん、保育園や幼稚園に入る前の子どもさんは、これはつかもうとすれば母子手帳を渡しているんですからつかまれるわけですね。このことについては、この数には入っていないんですね。だから、一つひとつ一般質問というのは明確にそういうふうにはやらないと、

川俣町というのはやってもらえないのかどうなのか。行政というのは、そういうものではないだろうと私は思うんですよね。議会から今、避難している人何名なんですかと問われたらば、町の行政の総力を挙げて、これだけですと答えられる体制がなければ、町民の命や暮らしを守ることには到底立てないだろうと思うんですよ。なぜ私はこのことを強調するかというと、今度の議会でも盛んに問題にされている放射性汚染の問題ですね、甲状腺の問題、子どもにとっては甲状腺が心配だと。しかし、3月11日という、この日にちをきっかけに他の県に行ったりなんかした人に対する健康管理にどう責任を負うのかという問題が出てくるわけですよ。検診やなんかも受けられないでしょう、このままでは。そういう点からも、きちんと町ではつかんでもらわないと大変なことになるんですよ。非常に放射線の恐れで、高い被曝をした人が逃げているかも分からない。また、中にはそんなでもないのにという人も、心配のあまり避難している人もいる。結果がどうあれ、避難するような状況に陥った人たちですから、行政としてきちんと救援の手を差し伸べないと、これはやはり正しくないんじゃないかと思うんですよ。6月議会のときには、広報やなんかもこの人たちには送るようにしていますということを言われたんですよ。じゃ、今、避難している人たちに何部広報や町のニュースを送っていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はだれですか。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま災害広報等を何部送っているかということでありますが、ただいま資料を持ち合わせておりませんでしたので、調査のうえご答弁申し上げたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者にお伺いします。

いいですか、後で。今、休議してあれしますか。はい、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは6月議会のときに、私は聞きもしないのに当局からの答えで、避難している人やなんかに資料やなんか送って、連携が取れるようにしますというのは、当局から出された問題ですから、これはやっぱりちゃんと私は聞きたいです。本当に議会の場がその場限りの答弁になっているのでは困るので、議会のやっぱり立場を守るためにも、休議しても何してもちゃんと調べてもらいたいです。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休憩します。じゃ、答弁の方準備してください。

（午後2時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後3時08分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの世帯数でございますが、11世帯でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そうすると、42世帯、102人が、いわゆる登録しているわ

けなんです、登録してあるというふうに町当局では言っているんですが、住所やなんか分かっていても、11世帯にきり何もお届けやなんかはしていなかったということで確認しているんですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

42世帯、102名ということで先ほど申し上げておりますが、その方についていろいろとお聞きしまして、希望される方についてのみ送付しているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 例えば町の広報は拒否したとかなんかという形で、結局11世帯にきり届けていないということなのか、42世帯が住所やなんか分かっているんだとすれば、これは町の広報だとか、健康検診の案内だとか、そういうものはちゃんと通知しなければならないんじゃないかと私は一般的には考えるんですが、なぜ11世帯だけにとどまったんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたように希望者のみということで、あくまでも問い合わせをしまして、希望された方にのみ送付をしているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 希望者にだけ届けたということなんですが、さっきも私申し上げましたように、例えばこの避難していた方というのは、基本的には放射線の驚異から避難したというのが、一般的なこれは常識だと思うんですね。そうすると、放射線防護という立場に立てば、被曝がどのぐらいといえるのかとかなんかという健康管理上の問題まで拒否するということは、あまり考えられないですね。例えば一番の問題は、3月11日にどこに住んでいたかが一番大きな問題でしょう。3月11日以前に避難したという方は、恐らくいないんだと思うんですね。そういう点から見れば、健康管理上の問題やなんかだとすれば、趣味やなんかで決める内容じゃないと思うんですね。ましてや今、先ほど教育長も申しましたように、子どもに対する支援体制は、今後も強めていくんだということを申されているんですね。学校との連携を取るとかなんかということで、学校は学校なりにやっておられるのかも分かりませんが、そうだとすれば、町として、やっぱり一日も早く川俣に戻ってもらいたいんだという考え方があればですよ、川俣の情報やなんかはできるだけお届けするという努力はするのが当たり前なんではないかと思うんですが、そういう立場には立っておられないのかどうか、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま課長の方から答弁ありましたように、それぞれ聞き取りをして希望者に送

っているということですが、その点をご理解いただきたいと思います。ただ、今、質問ありましたように、今、放射線量の問題で3月11日現在は、川俣町におられたわけですから、そういった面での健康管理調査が長期にわたってこれから行うということも言っておりますので、その点での連絡事項やなんかについては、これは万全を期していかなければならないと思っております。ですから、そういった情報についての問い合わせ、これは先ほど保健センターの件もございました。また、学校の件もございました。妊婦、乳幼児もおりますので、そういったことについては、これは漏れなくやっていくことが、まず、いちばん大事なことでと思っておりますので、質問にありますように、その点についてはこれからもそういう対応、対策については万全を期すために、それぞれの把握について、また、希望は取りましたけれども、そういったことについても重ねて確認をしながら、確認だけじゃなくてやらなくちゃならないことがありますから、理解してもらわなくちゃまずいと思うんですね。幼い子どもさんは向こうに行っても、お医者さんにはかかっているわけでありますから、そういう面も考えますと、放射線の問題については十分理解していただけると思っておりますので、町でこれから行います健康調査やなんかについては、徹底して連携を取って対応していくというような考えで取組んでいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そうするとですね、例えば広域入所契約の問題、あとは医療費の問題、町で後から還付請求してもらおうとかなんかという、こういうことについては、この避難した方たちが理解しているかどうかというのは分からないわけでしょう。だから、そういうことはきちんと町当局から連絡をして、不利益にならないような対応を取るような連絡というのは、当然、町がやらなくちゃならない問題だと思うんですね。にもかかわらず、わずか11世帯にきり届いていないということは、これは今後の課題として是非改めてもらいたい問題だと考えるんですが、そういう立場には立てないものかどうなのか確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問については、先ほど答弁したとおりの我々も理解しております。償還払いも含めて、これは避難先も含めて、避難先でもお医者さんにかかるように、これはしていかなくちゃなりませんので、川俣に来て医者にかかれというわけにはまいりませんから、そういったことの数値も徹底した中で、避難されている中でも健康管理、安心して子育てできるということについての町として努めてきた支援体制については、そちらでもやれるようにやっていくのが、私どもの任務だと思っておりますので、その点についても十分これから取り組んでいく考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 避難された方々との連携を保ちながら、是非一日も早く川俣町に戻ってこれるような、そういう体制を町ぐるみで、どこの課だのあそこの課だのと

言うんじゃないくて、町全体としてやはり強めていただきたいと思う次第であります。

それから、3番目の問題に移りますが、東京電力に対する賠償の問題なんですが、人件費やなんかというのは全然請求はなされていないようですが、本来的には原子力対策室などというのは、私は川俣には要らないものだと思うんですね。今までも原子力関係で来てたのは安全広報費ですか、25万円とか30万円が来ただけで、それ以外は全然来なかったわけですね。だから、原子力対策室を設けなくちゃならないというのは、これは我々の町としては異常な事態、これは原発事故が起こったから、そういうものを立ち上げなくちゃならないということになったわけですから、これは当然のこととして東京電力に人件費まで含めて請求すべきだと思うし、あの避難民の対応に当たった、それこそ不眠不休で6,000人もの対応をした、この人件費は、もちろんこれは町民の方々たくさんの方がボランティアで応援していただいた。これはボランティアでやっていただいてありがたいわけですが、職員の方々は、それは給料もらってあれやったわけですから、この給料分というのは、やっぱり当然のこととして私は東電に請求して当たり前だと思うんですよ。その職員の方が努力しなければあの避難民救えなかったわけですから。そういう点では、考え方をきちんと持つ必要があるだろうと思うんですね。これは加害者が全部やはり支払うんだという立場に立たなければ、住民の損害だって賠償請求補償について、やっぱり強く東電に求めるということがなかなかできないと思うんですよ。そういう点では、私はこの職員の人件費まで含めた請求すべきだと思うんですが、それらについての考え方はどうなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で職員の人件費までということでございますけれども、原発事故と相当因果関係がある場合は、損害賠償ができることとされておりますので、今回も第1回目請求いたしましたけれども、今後の中でも、その対策室の費用等、人件費等、これまでかかった人件費等も含めまして随時請求することということにつきましてもきちんと要求しておりますので、今後の中で請求をしてまいりたいというふうに考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そういう形で是非すべての原発事故に起因する損害は、すべて請求するんだという立場に町は立っていただきたいと思うんです。そういう立場に立てば、今、町民の方々が放射能におびえている、この精神的苦痛やなんかだってやはり東電の賠償のテーブルに乗らなくちゃならない問題なんですよ。現にここに現れているように、100人以上の方が避難せざるを得ないという、そうすると、この避難している人も、これ自主避難だとはいえ、やはり原発事故が起これなければ避難する必要なかった人ですよ。この中には親御さんも当然付いていっているわけですから、職場を投げ捨てて行った人もいるだろうし、そういう人たちやなんかの賠償まで含めた対応を取らなければならないだろうと私は思うんですよ。だから、そのためには、原子力対策室というのをこんなちまちまとしたことではなしに、原子力対策室

をやはり10人なり20人なりという、やっぱり有能な、その賠償請求にあたる能力のある人まで据えて、町内にいなければ必要な弁護士の応援を受けるとか、なんかまで含めた住民の損害をすべて東電に請求するんだと、補償させるんだという、こういう強い気構えで、原子力対策室を、室でも私は構わないと思うんです。課になった方がもっと機動性があるだろうと思うんですが、そういう体制を取る考えがあるのかどうなのかをお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

昨日も議員の質問の中で出されたことに答弁をしてきたとおりであります。それぞれの例えば除染担当、あるいはまたそういう損害賠償担当ともという、明確な任務が乗っていないんじゃないかというような指摘もされております。今回は、そういった明確任務付けもいたしまして、この室、または課も含めた検討をして、内容の充実を図っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そういう点で原子力対策室、原子力対策課、こういう町民のすべての損害をきちんと賠償させるということで、強力な組織づくりをお願いしたいと思うわけであります。

あと庁舎問題に対してなんですが、庁舎今、やっとなんと検討委員会もこれからやるということなんですが、今、質問してみても分かるんですが、広報が配られているかどうか調べるだけでも、課長さんたち右往左往しなければつかめないというのが実態だというのが私も分かったんですよ。そうだとすれば、庁舎建設やなんかに当たって、課長さんたちまでどうせあと3年とか5年ぐらいきり使わない人たちを集めてやっていると必要ないと思うんですよ。やっぱりこういう忙しい人は業務に専念してもらったうえで、これから20年、30年、庁舎を使うんだという、こういう人たちに集まってもらって検討会を開いて、早急にやっぱりいつまでも使えない庁舎をそのままにしておくというのは町民にとっても不幸ですよ。あれをつぶしてしまえば、解体でもすれば、ああ、一歩前進したなとみんな思うんですよ。そうすれば、公民館使えなくて全くという文句は言っているもののね、ああもうちょっとだなと思うんですよ。依然としてそのまま。ましてや私も議員になって長いことずっとやってはきたんですが、例えば臨時議会で解体費用取ってね、それを全然使わないで、いまだに福祉センターなんかああやっておくという、これはある面では議会軽視ですよ。だったら何も予算取らなければいいでしょう。今まで今度の9月議会で取ったって、まだまだ間に合うんでしょ、手も触れないで置くわけですから。これは予算の執行としては、決して正しい道筋ではないと思うんですよ。解体で済むものだったら、早く解体すべきだと思うんです。危険だから解体しなきゃならないからといって予算取って、ロープ張って、危険なところに入るなど言っているんだから、こんな矛盾した話はないんですよ。ただ、課長さんたちが行って、くわでとびもって壊せと言っているわけじゃないんだから、業者に依頼すれば、すぐやってもらえるんですから、こういうものを順序よく

やっぱり組織的に一步でも二歩でもやはり前進させるという姿勢で臨んでもらいたいと思うんですが、ついでですから福祉センターの解体はいつになるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ご指摘のとおりでありまして、必要があつて臨時議会で取っているわけありますから、これは早くやるということでもありますので、今、事務等で遅れている面がありましたが、早急に予算の執行に当たって取り組む考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） いろいろと3つの問題について、町当局の姿勢を質しましたが、やはり町は各課ばらばらというのではなくて、総務課の下に組織的な動きとして行政がスムーズに進むような方向で取組んでいただくということをお願い申し上げ、私の一般質問を閉じたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で14番議員 遠藤宗弘君の一般質問を終わります。

以上で今日の一般質問全部終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日14日、水曜日は、午前10時から本会議を開き、平成22年度各会計決算並びに平成23年度各会計補正予算の委員会付託等を行い、終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の案件等について審査をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時27分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 石河 清

同 署名議員 遠藤 宗弘